

第554回 広島地方最低賃金審議会 資料目次

資料 No. 1	広島地方最低賃金審議会 委員名簿	P. 1
資料 No. 2	広島地方最低賃金審議会 広島県最低賃金専門部会委員名簿	P. 2
資料 No. 3	令和6年賃金改定状況調査結果	P. 3
資料 No. 4	最低賃金額と生活保護費の比較（令和6年度）	P. 14
資料 No. 5	生活扶助基準額（広島県）	P. 15
資料No.6-1	令和6年度業務改善助成金のご案内	P. 16
資料No.6-2	業務改善助成金の都道府県別実績	P. 20
資料No.6-3	令和5年度業務改善助成金アンケート結果（速報）	P. 21
資料 No. 7	令和5年10月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移（広島市）	P. 22
資料 No. 8	令和5年10月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移（全国）	P. 23
資料 No. 9	主要統計資料抜粋（目安小委員会資料）	P. 24
資料 No.10	最低賃金に関する調査研究（目安小委員会資料）	P. 30
資料 No.11	取引条件改善状況調査自主行動計画フォローアップ調査結果概要 （目安小委員会資料）	P. 46

第56期 広島地方最低賃金審議会 委員名簿

広島労働局
令和6年5月1日現在

区分	氏名	現職
公益代表	岡田 行正	広島修道大学 教授
	酒井 朋子	税理士
	中原 良子	弁護士
	三井 正信	安田女子大学 教授
	村上 恵子	県立広島大学 教授
労働者代表	佐崎 吉宏	日本基幹産業労働組合連合会広島県本部 事務局長
	戸村 伸一郎	自動車総連広島地方協議会 事務局長
	長安 幸司	三菱電機労働組合福山支部 支部執行委員長
	橋本 聡	日本労働組合総連合会広島県連合会 副事務局長
	林 秀彦	JAM山陽広島県連絡会 事務局長
使用者代表	池久保 典也	株式会社 池久保電工社 代表取締役社長
	蔵田 秀和	広島県中小企業団体中央会 専務理事
	巢守 佳之	巢守金属工業 株式会社 代表取締役社長
	中野 博之	広島県経営者協会 専務理事
	長谷川 信男	広島県商工会連合会 専務理事

(50音順・第56期)

広島地方最低賃金審議会
広島県最低賃金専門部会 委員名簿

令和6年度

広島労働局

令和6年7月17日任命

区分	氏名	現職
公益代表	岡田 行正	広島修道大学 教授
	酒井 朋子	税理士
	村上 恵子	県立広島大学 教授
労働者代表	佐崎 吉宏	日本基幹産業労働組合連合会 広島県本部 事務局長
	林 秀彦	JAM山陽広島県連絡会 事務局長
	橋本 聡	日本労働組合総連合会広島県連合会 副事務局長
使用者代表	巢守 佳之	巢守金属工業株式会社 代表取締役社長
	中野 博之	広島県経営者協会 専務理事
	長谷川 信男	広島県商工会連合会 専務理事

(注) 各側50音順

令和6年賃金改定状況調査結果

< 調査の概要 >

1. 調査の地域 全国
2. 調査産業 日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づく次の産業
 - (ア) 製造業
 - (イ) 卸売業，小売業
 - (ウ) 学術研究，専門・技術サービス業
 - (エ) 宿泊業，飲食サービス業
 - (オ) 生活関連サービス業，娯楽業
 - (カ) 医療，福祉
 - (キ) サービス業（他に分類されないもの）

3. 調査事業所

(1) 数 16,373 事業所

(2) 選定の方法

事業所母集団データベース（令和3年次フレーム（確報））を母集団とし、常用労働者数が30人未満の企業に属する民営事業所から、都道府県別、産業別、事業所規模別（※）に層化無作為抽出により選定。ランク別、調査産業計において1人1時間あたり賃金上昇率の標準誤差が0.20%となるよう標本サイズを決定。ランク内の都道府県別、産業別、事業所規模別の配分は母集団事業所数の構成比率で配分。

※ 産業は上記2に掲げる7つの産業で、事業所規模は1～9人と10～29人で区分。

	調査事業所数	集計事業所数	回収率
A ランク	7,030	2,026	28.8%
B ランク	5,261	1,698	32.3%
C ランク	4,082	1,425	34.9%
合計	16,373	5,149	31.4%

4. 集計労働者 29,463 人

（うち、令和5年6月と令和6年6月の両方に在籍していた労働者は24,639人（83.6%））

5. 調査事項〔基準となる期日又は期間〕

(1) 事業所に関する事項

イ 主要な生産品の名称又は事業の内容〔令和6年6月1日現在〕

ロ 事業所の労働者数〔令和6年6月1日現在〕

ハ 事業所の月間所定労働日数、通常労働日の1日の所定労働時間数〔令和6年6月分〕

ニ 事業所の年間所定労働日数〔令和4年度分、令和5年度分〕

ホ 賃金改定の状況〔令和6年1月～6月〕

(2) 労働者に関する事項

イ 性、就業形態、年齢、勤続年数〔令和6年6月1日現在〕

ロ 賃金形態〔令和5年6月分、令和6年6月分〕

ハ 基本給額、諸手当〔令和5年6月分、令和6年6月分（見込額）〕

ニ 月間所定労働日数、1日の所定労働時間数〔令和5年6月分、令和6年6月分〕

6. 利用上の注意

- (1) 集計結果は、抽出による標本誤差を含んでいる。
- (2) 集計表中の空欄は、該当する数値がないことを示す。
- (3) 集計表中の産業の掲載順序は、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）における産業大分類のアルファベット順に基づいている。
- (4) 各都道府県に適用される目安のランクは以下の通り。

ランク	都道府県
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

第1表 賃金改定実施状況別事業所割合

(%)

ランク	産業計					製造業					卸売業、小売業					学術研究、専門・技術サービス業				
	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所	
				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所
A	100.0	42.3	0.9	39.2	17.6	100.0	44.2	1.1	40.0	14.7	100.0	39.0	1.3	40.1	19.6	100.0	48.6	0.2	36.0	15.2
B	100.0	43.4	0.5	41.6	14.6	100.0	46.0	1.2	35.7	17.1	100.0	42.4	0.4	43.9	13.3	100.0	53.5	0.0	27.7	18.9
C	100.0	42.4	0.9	37.1	19.6	100.0	40.7	1.8	31.7	25.8	100.0	41.8	1.1	37.6	19.4	100.0	49.4	1.5	36.5	12.5
計	100.0	42.8	0.7	40.1	16.4	100.0	44.7	1.2	37.1	16.9	100.0	41.1	0.8	41.6	16.5	100.0	50.6	0.3	32.7	16.4
R5年	100.0	43.5	0.7	38.4	17.4	100.0	45.1	0.8	34.9	19.2	100.0	39.7	0.9	38.9	20.5	100.0	51.0	0.9	36.0	12.2

ランク	宿泊業、飲食サービス業					生活関連サービス業、娯楽業					医療、福祉					サービス業（他に分類されないもの）				
	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所	
				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所
A	100.0	28.5	0.0	51.9	19.5	100.0	32.6	1.8	48.4	17.2	100.0	61.8	0.3	19.4	18.5	100.0	43.5	1.2	40.3	14.9
B	100.0	32.4	0.7	49.8	17.0	100.0	28.7	0.0	61.4	9.9	100.0	63.5	0.0	22.3	14.2	100.0	39.7	0.7	46.7	12.9
C	100.0	33.9	0.0	43.5	22.5	100.0	28.7	1.7	48.5	21.1	100.0	64.4	0.5	17.9	17.2	100.0	38.3	0.5	45.4	15.7
計	100.0	31.2	0.4	49.7	18.8	100.0	30.3	0.9	54.5	14.3	100.0	62.9	0.2	20.5	16.4	100.0	40.9	0.8	44.2	14.0
R5年	100.0	34.6	0.2	46.7	18.5	100.0	34.1	1.0	49.5	15.3	100.0	62.3	0.3	21.4	16.0	100.0	42.1	1.2	45.2	11.5

第2表 事業所の平均賃金改定率

(%)

ランク	賃金引上げ実施事業所								賃金引下げ実施事業所								賃金改定実施事業所及び凍結事業所の合計							
	産業計	製造業	卸売業, 小売業	学術研究, 専門・技術サービス業	宿泊業, 飲食サービス業	生活関連サービス業, 娯楽業	医療, 福祉	サービス業 (他に分類されないもの)	産業計	製造業	卸売業, 小売業	学術研究, 専門・技術サービス業	宿泊業, 飲食サービス業	生活関連サービス業, 娯楽業	医療, 福祉	サービス業 (他に分類されないもの)	産業計	製造業	卸売業, 小売業	学術研究, 専門・技術サービス業	宿泊業, 飲食サービス業	生活関連サービス業, 娯楽業	医療, 福祉	サービス業 (他に分類されないもの)
A	4.7	4.5	5.1	4.5	5.0	5.6	3.7	4.8	-12.0	-7.3	-17.8	-1.5		-7.8	-27.5	-1.4	1.9	1.9	1.8	2.2	1.4	1.7	2.2	2.1
B	4.5	4.2	5.1	4.8	4.1	5.0	3.9	4.1	-10.8	-13.7	-22.4		-1.1		-0.0		1.9	1.8	2.1	2.5	1.3	1.4	2.5	1.6
C	4.5	3.4	4.4	3.9	6.0	4.7	4.4	4.6	-9.2	-6.6	-10.8	-20.2		-2.7	-12.0	-1.8	1.8	1.2	1.7	1.6	2.0	1.3	2.7	1.8
計	4.6	4.3	5.0	4.5	4.7	5.3	3.9	4.5	-11.1	-10.2	-17.5	-12.3	-1.1	-6.6	-22.8	-0.8	1.9	1.8	1.9	2.3	1.5	1.5	2.4	1.8
R5年	4.3	4.2	4.4	4.8	4.5	5.3	3.5	4.2	-14.2	-13.2	-15.0	-2.3	-34.0	-35.8	-0.8	-5.8	1.8	1.8	1.6	2.4	1.5	1.4	2.2	1.7

(注) 空欄は該当する数値がないことを示す。

第3表 事業所の賃金引上げ率の分布の特性値

ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業			
	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数												
A	1.5 %	3.2 %	5.0 %	0.55	1.5 %	3.0 %	5.0 %	0.58	1.6 %	3.2 %	5.2 %	0.56	2.2 %	3.5 %	5.0 %	0.40
B	1.6	3.2	5.2	0.56	1.8	3.0	5.0	0.53	1.9	3.5	5.6	0.53	2.0	3.5	5.5	0.50
C	1.5	3.2	5.5	0.63	1.1	3.0	5.0	0.65	1.7	3.2	5.3	0.56	2.0	3.2	5.0	0.47
計	1.6	3.2	5.2	0.56	1.6	3.0	5.0	0.57	1.7	3.4	5.3	0.53	2.0	3.5	5.2	0.46
R5年	1.3	2.9	5.0	0.64	1.6	3.0	5.0	0.57	1.4	3.0	5.0	0.60	1.5	3.0	5.7	0.70

ランク	宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数
A	1.8 %	4.1 %	7.0 %	0.63	1.3 %	3.1 %	8.0 %	1.08	1.5 %	2.7 %	4.5 %	0.56	1.5 %	3.2 %	5.1 %	0.56
B	1.0	3.7	5.9	0.66	1.9	3.8	6.7	0.63	1.4	2.5	5.1	0.74	1.7	3.6	5.0	0.46
C	2.6	4.5	8.0	0.60	1.5	3.7	5.8	0.58	1.4	3.0	5.4	0.67	2.0	3.0	5.0	0.50
計	1.2	4.0	6.7	0.69	1.5	3.5	8.0	0.93	1.4	2.7	5.0	0.67	1.7	3.3	5.0	0.50
R5年	1.3	3.0	5.0	0.62	1.3	3.1	7.0	0.92	1.0	2.0	4.2	0.80	1.5	2.7	5.0	0.65

(注) 1 特性値は、賃金引上げ実施事業所についてみたものである。

2 分散係数 =
$$\frac{\text{第3・四分位数 (Q3)} - \text{第1・四分位数 (Q1)}}{\text{中位数 (Q2)}} \times 1/2$$

第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

(円、%)

性 ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率						
	R 5年 6月	R 6年 6月		R 5年	R 5年 6月	R 6年 6月		R 5年	R 5年 6月	R 6年 6月		R 5年	R 5年 6月	R 6年 6月		R 5年	R 5年 6月	R 6年 6月		R 5年	R 5年 6月	R 6年 6月		R 5年	R 5年 6月	R 6年 6月		R 5年					
男 女 計	A	1,601	1,637	2.2	2.3	1,645	1,677	1.9	1.7	1,641	1,670	1.8	2.3	1,838	1,875	2.0	2.6	1,261	1,306	3.6	2.8	1,452	1,484	2.2	1.1	1,615	1,655	2.5	1.8	1,728	1,756	1.6	3.2
	B	1,383	1,416	2.4	2.0	1,432	1,469	2.6	2.3	1,377	1,409	2.3	1.5	1,705	1,724	1.1	2.1	1,140	1,165	2.2	2.4	1,249	1,288	3.1	2.3	1,443	1,475	2.2	1.9	1,430	1,467	2.6	1.3
	C	1,253	1,287	2.7	2.1	1,232	1,274	3.4	2.2	1,270	1,298	2.2	2.2	1,554	1,602	3.1	0.9	1,071	1,094	2.1	2.2	1,107	1,146	3.5	3.4	1,255	1,296	3.3	1.8	1,410	1,444	2.4	1.6
	計	1,454	1,488	2.3	2.1	1,493	1,528	2.3	2.1	1,464	1,495	2.1	1.9	1,756	1,787	1.8	2.2	1,177	1,210	2.8	2.6	1,315	1,351	2.7	1.8	1,487	1,523	2.4	1.9	1,547	1,580	2.1	2.2
男	A	1,838	1,873	1.9	2.0	1,844	1,870	1.4	1.6	1,887	1,925	2.0	2.5	2,104	2,138	1.6	3.1	1,443	1,504	4.2	1.5	1,688	1,690	0.1	1.8	1,882	1,959	4.1	1.3	1,871	1,900	1.5	1.6
	B	1,591	1,618	1.7	1.6	1,587	1,624	2.3	2.3	1,579	1,607	1.8	1.4	1,999	2,017	0.9	1.5	1,301	1,302	0.1	1.0	1,493	1,525	2.1	2.1	1,753	1,735	-1.0	1.2	1,602	1,635	2.1	0.8
	C	1,418	1,460	3.0	1.6	1,393	1,437	3.2	1.9	1,406	1,437	2.2	2.0	1,776	1,827	2.9	0.3	1,189	1,239	4.2	2.3	1,228	1,283	4.5	3.3	1,448	1,494	3.2	0.1	1,529	1,577	3.1	1.3
	計	1,669	1,701	1.9	1.8	1,666	1,699	2.0	1.9	1,673	1,706	2.0	2.0	2,028	2,058	1.5	2.2	1,350	1,384	2.5	1.3	1,536	1,559	1.5	2.1	1,763	1,795	1.8	1.1	1,699	1,732	1.9	1.2
女	A	1,428	1,463	2.5	2.6	1,297	1,338	3.2	2.3	1,414	1,438	1.7	2.2	1,601	1,643	2.6	2.5	1,163	1,199	3.1	3.6	1,341	1,385	3.3	0.6	1,574	1,609	2.2	1.9	1,520	1,548	1.8	5.2
	B	1,232	1,268	2.9	2.1	1,143	1,180	3.2	2.4	1,181	1,214	2.8	1.7	1,452	1,474	1.5	2.8	1,082	1,116	3.1	2.8	1,136	1,181	4.0	2.7	1,403	1,439	2.6	1.9	1,186	1,228	3.5	2.4
	C	1,138	1,168	2.6	2.3	993	1,028	3.5	2.9	1,144	1,169	2.2	2.4	1,342	1,388	3.4	1.8	1,022	1,037	1.5	2.2	1,037	1,071	3.3	3.4	1,225	1,264	3.2	2.0	1,183	1,214	2.6	2.2
	計	1,298	1,333	2.7	2.3	1,185	1,223	3.2	2.4	1,267	1,296	2.3	1.9	1,516	1,550	2.2	2.6	1,103	1,135	2.9	3.1	1,209	1,252	3.6	1.9	1,447	1,484	2.6	1.9	1,321	1,357	2.7	3.8

第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

(円、%)

就業 形態	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率						
	R5年 6月	R6年 6月		R5年	R5年 6月	R6年 6月		R5年	R5年 6月	R6年 6月		R5年	R5年 6月	R6年 6月		R5年	R5年 6月	R6年 6月		R5年	R5年 6月	R6年 6月		R5年	R5年 6月	R6年 6月		R5年	R5年 6月	R6年 6月		R5年	
一般 パート 計	A	1,601	1,637	2.2	2.3	1,645	1,677	1.9	1.7	1,641	1,670	1.8	2.3	1,838	1,875	2.0	2.6	1,261	1,306	3.6	2.8	1,452	1,484	2.2	1.1	1,615	1,655	2.5	1.8	1,728	1,756	1.6	3.2
	B	1,383	1,416	2.4	2.0	1,432	1,469	2.6	2.3	1,377	1,409	2.3	1.5	1,705	1,724	1.1	2.1	1,140	1,165	2.2	2.4	1,249	1,288	3.1	2.3	1,443	1,475	2.2	1.9	1,430	1,467	2.6	1.3
	C	1,253	1,287	2.7	2.1	1,232	1,274	3.4	2.2	1,270	1,298	2.2	2.2	1,554	1,602	3.1	0.9	1,071	1,094	2.1	2.2	1,107	1,146	3.5	3.4	1,255	1,296	3.3	1.8	1,410	1,444	2.4	1.6
	計	1,454	1,488	2.3	2.1	1,493	1,528	2.3	2.1	1,464	1,495	2.1	1.9	1,756	1,787	1.8	2.2	1,177	1,210	2.8	2.6	1,315	1,351	2.7	1.8	1,487	1,523	2.4	1.9	1,547	1,580	2.1	2.2
一般	A	1,827	1,867	2.2	2.2	1,828	1,856	1.5	1.5	1,886	1,919	1.7	1.9	1,934	1,980	2.4	2.5	1,567	1,652	5.4	1.2	1,668	1,705	2.2	1.8	1,751	1,801	2.9	2.2	1,898	1,933	1.8	3.4
	B	1,543	1,571	1.8	2.0	1,519	1,553	2.2	2.5	1,558	1,588	1.9	1.8	1,801	1,814	0.7	1.8	1,423	1,405	-1.3	2.7	1,428	1,444	1.1	2.5	1,504	1,533	1.9	1.6	1,548	1,587	2.5	1.2
	C	1,366	1,407	3.0	1.9	1,321	1,366	3.4	2.1	1,383	1,423	2.9	2.0	1,621	1,668	2.9	1.2	1,249	1,271	1.8	1.5	1,224	1,249	2.0	2.9	1,309	1,355	3.5	1.7	1,459	1,503	3.0	1.2
	計	1,629	1,664	2.1	2.0	1,610	1,644	2.1	2.1	1,658	1,690	1.9	1.9	1,847	1,881	1.8	2.1	1,455	1,486	2.1	2.2	1,502	1,526	1.6	2.2	1,562	1,601	2.5	1.8	1,669	1,708	2.3	2.3
パート	A	1,281	1,309	2.2	2.6	1,178	1,223	3.8	2.7	1,245	1,269	1.9	3.2	1,437	1,440	0.2	3.2	1,137	1,167	2.6	3.5	1,228	1,253	2.0	-0.2	1,477	1,507	2.0	1.6	1,347	1,360	1.0	2.3
	B	1,131	1,171	3.5	1.7	1,113	1,161	4.3	1.7	1,056	1,093	3.5	0.9	1,281	1,324	3.4	3.3	1,056	1,094	3.6	2.3	1,091	1,150	5.4	2.1	1,353	1,389	2.7	2.4	1,118	1,148	2.7	1.2
	C	1,054	1,077	2.2	2.5	940	972	3.4	2.3	1,074	1,081	0.7	2.7	1,109	1,166	5.1	-1.1	987	1,011	2.4	2.5	963	1,020	5.9	4.4	1,159	1,190	2.7	1.9	1,194	1,184	-0.8	3.3
	計	1,185	1,218	2.8	2.1	1,125	1,168	3.8	2.1	1,134	1,162	2.5	2.1	1,351	1,373	1.6	3.0	1,077	1,111	3.2	2.7	1,132	1,178	4.1	1.4	1,388	1,421	2.4	1.9	1,227	1,246	1.5	1.5

第4表③ 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（令和5年6月と令和6年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）

(円、%)

性 就業 形態 ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率						
	R5年 6月	R6年 6月	R5年	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月	R5年	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月	R5年	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月	R5年	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月	R5年	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月	R5年	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月	R5年	R6年 6月					
計	A	1,611	1,655	2.7	2.4	1,653	1,698	2.7	2.4	1,654	1,696	2.5	2.0	1,842	1,891	2.7	3.1	1,274	1,317	3.4	3.8	1,451	1,490	2.7	1.6	1,620	1,667	2.9	2.3	1,744	1,784	2.3	2.2
	B	1,391	1,431	2.9	2.4	1,441	1,483	2.9	2.6	1,386	1,428	3.0	1.8	1,723	1,753	1.7	3.1	1,142	1,176	3.0	3.0	1,252	1,295	3.4	3.3	1,446	1,487	2.8	2.3	1,444	1,484	2.8	2.6
	C	1,259	1,298	3.1	2.7	1,237	1,282	3.6	3.0	1,279	1,313	2.7	2.6	1,572	1,622	3.2	2.3	1,080	1,101	1.9	3.1	1,108	1,158	4.5	3.1	1,255	1,304	3.9	2.6	1,414	1,452	2.7	2.6
	計	1,462	1,503	2.8	2.5	1,501	1,545	2.9	2.5	1,475	1,516	2.8	2.0	1,767	1,809	2.4	3.0	1,184	1,220	3.0	3.4	1,316	1,358	3.2	2.6	1,490	1,534	3.0	2.3	1,561	1,600	2.5	2.4
男	A	1,852	1,898	2.5	2.2	1,849	1,895	2.5	2.2	1,902	1,950	2.5	1.7	2,106	2,151	2.1	2.8	1,477	1,531	3.7	2.9	1,688	1,714	1.5	2.1	1,910	1,965	2.9	2.6	1,885	1,926	2.2	2.2
	B	1,599	1,639	2.5	2.3	1,598	1,643	2.8	2.6	1,587	1,634	3.0	1.8	2,016	2,045	1.4	3.1	1,290	1,306	1.2	2.0	1,484	1,522	2.6	3.7	1,781	1,801	1.1	2.3	1,609	1,649	2.5	2.4
	C	1,429	1,474	3.1	2.5	1,399	1,450	3.6	2.9	1,414	1,455	2.9	2.6	1,799	1,844	2.5	2.0	1,215	1,263	4.0	2.5	1,232	1,290	4.7	3.5	1,453	1,494	2.8	1.5	1,541	1,583	2.7	2.4
	計	1,680	1,723	2.6	2.3	1,674	1,720	2.7	2.4	1,684	1,730	2.7	1.9	2,038	2,076	1.9	2.8	1,363	1,400	2.7	2.4	1,532	1,569	2.4	2.9	1,787	1,826	2.2	2.4	1,709	1,750	2.4	2.3
女	A	1,433	1,474	2.9	2.7	1,305	1,349	3.4	2.8	1,423	1,460	2.6	2.4	1,605	1,656	3.2	3.4	1,167	1,203	3.1	4.5	1,338	1,382	3.3	1.2	1,575	1,620	2.9	2.2	1,532	1,569	2.4	2.3
	B	1,237	1,277	3.2	2.5	1,148	1,186	3.3	2.7	1,188	1,225	3.1	1.8	1,462	1,493	2.1	3.1	1,088	1,129	3.8	3.5	1,143	1,188	3.9	3.0	1,402	1,446	3.1	2.3	1,191	1,231	3.4	2.9
	C	1,141	1,176	3.1	2.8	993	1,030	3.7	3.1	1,152	1,180	2.4	2.6	1,352	1,407	4.1	2.9	1,027	1,039	1.2	3.5	1,036	1,083	4.5	3.1	1,224	1,274	4.1	2.7	1,183	1,213	2.5	2.9
	計	1,302	1,342	3.1	2.6	1,191	1,231	3.4	2.8	1,276	1,311	2.7	2.2	1,523	1,567	2.9	3.3	1,108	1,143	3.2	3.8	1,211	1,256	3.7	2.3	1,447	1,492	3.1	2.3	1,329	1,367	2.9	2.6
一般	A	1,836	1,885	2.7	2.4	1,833	1,879	2.5	2.3	1,895	1,941	2.4	1.8	1,934	1,985	2.6	3.1	1,604	1,665	3.8	2.6	1,669	1,715	2.8	2.4	1,758	1,813	3.1	2.7	1,910	1,960	2.6	2.3
	B	1,547	1,587	2.6	2.5	1,530	1,571	2.7	2.7	1,558	1,604	3.0	1.8	1,809	1,837	1.5	3.1	1,400	1,419	1.4	3.1	1,423	1,452	2.0	3.9	1,510	1,548	2.5	2.4	1,562	1,604	2.7	2.3
	C	1,371	1,418	3.4	2.7	1,326	1,375	3.7	3.0	1,389	1,434	3.2	2.6	1,636	1,687	3.1	2.6	1,250	1,282	2.6	2.1	1,225	1,269	3.6	3.0	1,311	1,366	4.2	2.8	1,468	1,512	3.0	2.2
	計	1,635	1,680	2.8	2.4	1,619	1,662	2.7	2.6	1,662	1,708	2.8	1.9	1,852	1,894	2.3	3.0	1,458	1,497	2.7	2.7	1,500	1,538	2.5	3.0	1,568	1,615	3.0	2.6	1,683	1,728	2.7	2.3
パート	A	1,283	1,318	2.7	2.6	1,183	1,223	3.4	2.6	1,250	1,285	2.8	2.3	1,431	1,465	2.4	2.9	1,138	1,173	3.1	4.4	1,224	1,254	2.5	0.3	1,479	1,517	2.6	1.8	1,354	1,369	1.1	2.1
	B	1,133	1,175	3.7	2.4	1,112	1,164	4.7	2.1	1,060	1,095	3.3	1.9	1,310	1,349	3.0	2.9	1,060	1,099	3.7	3.1	1,096	1,151	5.0	2.4	1,349	1,395	3.4	2.1	1,111	1,145	3.1	3.4
	C	1,058	1,083	2.4	2.7	938	973	3.7	2.6	1,080	1,095	1.4	2.6	1,134	1,171	3.3	-0.8	992	1,008	1.6	3.8	962	1,021	6.1	3.6	1,155	1,190	3.0	1.8	1,194	1,210	1.3	3.9
	計	1,187	1,224	3.1	2.4	1,126	1,171	4.0	2.3	1,140	1,172	2.8	2.2	1,361	1,397	2.6	2.7	1,081	1,116	3.2	3.8	1,132	1,178	4.1	1.6	1,387	1,428	3.0	1.9	1,226	1,250	2.0	2.8

（資料注）第4表①、②の集計労働者29,463人のうち、本表の集計対象となる令和5年6月と令和6年6月の両方に在籍していた労働者は24,639人（83.6%）。

参考1 賃金引き上げの実施時期別事業所数割合

(%)

ランク	1～6月に賃金引き上げを実施した事業所	賃金引き上げの実施時期は、昨年と比較して				
		変わらない	早 い	遅 い	その他	
A	100.0	79.4	8.5	1.7	10.5	
B	100.0	76.4	9.8	2.6	11.3	
C	100.0	73.7	13.0	2.0	11.3	
計	100.0	77.2	9.7	2.2	11.0	
	R5年	100.0	76.2	9.2	1.7	12.8

(注) 「その他」には、前年には賃金引き上げを実施しなかった事業所や、
 会社の設立が前年のため賃金引き上げを行うのは今年が初めてである事業所が該当する。

参考2 事由別賃金改定未実施事業所割合

(%)

ランク	産 業 計						製 造 業						卸売業, 小売業					学術研究, 専門・技術サービス業						
	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5
A	100.0	19.5	3.2	16.8	52.2	8.4	100.0	21.5	1.3	17.7	55.4	4.0	100.0	22.7	4.2	14.0	53.2	5.9	100.0	17.3	1.5	12.8	57.5	10.9
B	100.0	17.2	2.9	17.2	56.8	5.9	100.0	24.1	2.5	12.3	55.3	5.8	100.0	16.5	1.6	21.0	55.8	5.0	100.0	24.6	10.4	7.9	51.6	5.6
C	100.0	23.4	2.5	18.6	46.8	8.6	100.0	30.8	4.0	19.5	35.6	10.0	100.0	25.5	2.5	17.4	48.5	6.0	100.0	11.7	4.5	21.5	53.0	9.3
計	100.0	18.9	2.9	17.2	53.7	7.3	100.0	23.7	2.2	15.3	53.4	5.4	100.0	20.1	2.7	17.8	53.8	5.5	100.0	19.5	5.1	11.8	54.8	8.8
R5年	100.0	19.7	2.4	13.5	55.4	9.1	100.0	23.0	2.9	12.9	51.7	9.6	100.0	22.9	2.4	14.2	51.3	9.2	100.0	14.8	2.9	13.1	61.6	7.6

ランク	宿泊業, 飲食サービス業						生活関連サービス業, 娯楽業						医療, 福祉					サービス業 (他に分類されないもの)						
	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5
A	100.0	14.0	2.1	25.7	47.0	11.2	100.0	12.4	2.2	15.1	58.6	11.6	100.0	31.2	7.5	17.9	33.2	10.2	100.0	14.7	3.0	11.5	61.5	9.3
B	100.0	16.1	3.1	21.5	53.0	6.2	100.0	8.1	0.0	14.5	71.5	5.9	100.0	24.4	2.1	15.3	45.7	12.5	100.0	12.2	5.7	14.3	64.0	3.7
C	100.0	21.9	2.7	27.1	38.8	9.4	100.0	21.1	1.4	14.1	55.6	7.9	100.0	31.0	2.7	7.2	43.9	15.2	100.0	15.4	1.0	18.1	56.2	9.3
計	100.0	16.1	2.7	24.0	48.7	8.7	100.0	11.4	1.0	14.7	64.5	8.4	100.0	28.1	4.5	15.5	40.1	11.8	100.0	13.5	4.1	13.9	62.0	6.4
R5年	100.0	16.8	1.9	16.9	54.7	9.7	100.0	12.9	1.5	10.8	65.6	9.2	100.0	29.7	3.5	18.5	38.6	9.6	100.0	11.1	2.0	5.9	73.8	7.2

(注) 事由1 昨年同様、7月以降実施の予定
 事由2 昨年は1～6月に実施したが、今年は7月以降実施の予定
 事由3 昨年は実施したが、今年は凍結の予定
 事由4 昨年は実施していないし、今年も実施しない予定
 事由5 昨年は実施しなかったが、今年は7月以降実施の予定

付表 労働者構成比率及び年間所定労働日数

1 パートタイム労働者比率

(%)

令和5年	令和6年
39.5	40.1

2 男女別労働者数比率

(%)

	令和5年	令和6年
男性	42.1	42.2
女性	57.9	57.8

3 年間所定労働日数（事業所平均）

(日)

令和4年度	令和5年度
241.5	241.6

最低賃金額と生活保護費の比較(令和6年度)

(単位：円)

都道府県	生活保護（生活扶助基準（1類費＋2類費＋期末一時扶助費）＋住宅扶助）（注2）	最低賃金（令和4年度） ×173.8×0.807	最低賃金（令和5年度） ×173.8×0.807
北海道	105,420	129,036	134,646
青森	96,898	119,639	125,950
岩手	94,541	119,779	125,249
宮城	100,681	123,847	129,457
秋田	95,065	119,639	125,810
山形	95,925	119,779	126,231
福島	93,822	120,340	126,231
茨城	93,674	127,774	133,665
栃木	97,452	128,054	133,805
群馬	95,970	125,530	131,140
埼玉	111,507	138,433	144,184
千葉	108,634	138,012	143,903
東京都	122,940	150,355	156,106
神奈川県	118,515	150,215	155,965
新潟	98,099	124,828	130,579
富山	93,211	127,353	132,963
石川	96,854	124,969	130,859
福井	93,833	124,548	130,579
山梨	91,417	125,950	131,561
長野	94,993	127,353	132,963
岐阜	96,589	127,634	133,244
静岡県	101,748	132,402	138,012
愛知	103,347	138,293	144,044
三重	94,548	130,859	136,470
滋賀	98,455	130,018	135,628
京都	109,039	135,768	141,379
大阪	111,683	143,483	149,233
兵庫県	107,839	134,646	140,397
奈良	97,481	125,670	131,280
和歌山	94,405	124,688	130,298
鳥取	93,271	119,779	126,231
島根	90,855	120,200	126,792
岡山	99,532	125,109	130,719
広島	103,326	130,439	136,049
山口	91,140	124,548	130,158
徳島	88,228	119,919	125,670
香川	94,560	123,145	128,756
愛媛	96,119	119,639	125,810
高知	92,083	119,639	125,810
福岡	98,749	126,231	131,981
佐賀	90,699	119,639	126,231
長崎	93,208	119,639	125,950
熊本	92,413	119,639	125,950
大分	91,522	119,779	126,091
宮崎	91,442	119,639	125,810
鹿児島	91,076	119,639	125,810
沖縄	94,745	119,639	125,670

(注1) 上記の額は四捨五入後の額である。

(注2) 生活保護のデータについて、生活扶助基準は都道府県内の人口による加重平均であり、住宅扶助は実績値である。

生活扶助基準額（広島県）

令和2年10月1日改正

（単位：円）

1 広島県における18～19歳の単身世帯の例（限度額）

級 地 区 分		1 級 地			2 級 地		3 級 地		
		1	2		1	2	1	2	
広 島 県		(該当なし)	広島市	福山市	呉市 府中町	(該当なし)	三原市 尾道市 府中市 大竹市 廿日市市 海田町 坂町	竹原市 三次市 庄原市 東広島市 安芸高田市 江田島市 熊野町	安芸太田町 北広島町 大崎上島町 世羅町 神石高原町
生活 扶 助	第1類費 及び 第2類費		73,830	73,830	73,830		71,460	68,430	66,940

2 その他の加算額

（単位：円）

級 地 区 分		1 級 地			2 級 地		3 級 地		
		1	2		1	2	1	2	
広 島 県		(該当なし)	広島市	福山市	呉市 府中町	(該当なし)	三原市 尾道市 府中市 大竹市 廿日市市 海田町 坂町	竹原市 三次市 庄原市 東広島市 安芸高田市 江田島市 熊野町	安芸太田町 北広島町 大崎上島町 世羅町 神石高原町
冬季加算額 (VI区・単身世帯) (11月～3月)			2,630	2,630	2,630		2,630	2,630	2,630
期末一時扶助費 (毎年12月)			13,520	13,520	13,520		12,250	11,610	10,970

3 広島県の住宅扶助（特別基準額）

（単位：円）

級 地 区 分		1 級 地			2 級 地		3 級 地		
		1	2		1	2	1	2	
広 島 県		(該当なし)	広島市	福山市	呉市 府中町	(該当なし)	三原市 尾道市 府中市 大竹市 廿日市市 海田町 坂町	竹原市 三次市 庄原市 東広島市 安芸高田市 江田島市 熊野町	安芸太田町 北広島町 大崎上島町 世羅町 神石高原町
①	単身世帯		38,000	34,000	35,000		35,000	33,000	33,000
②	世帯人員2名		46,000	41,000	42,000		42,000	40,000	40,000
③	世帯人員3～5名		49,000	44,000	46,000		46,000	43,000	43,000
④	世帯人員6名		53,000	48,000	49,000		49,000	46,000	46,000
⑤	世帯人員7名以上		59,000	53,000	55,000		55,000	52,000	52,000

申請期限：令和6年12月27日
(事業完了期限：令和7年1月31日)

業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金の引き上げ計画



設備投資等の計画
機械設備導入、コンサルティング、人材育成・教育訓練など

計画の承認と実施

業務改善助成金を支給
(最大600万円)

※ 事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

対象事業者・申請の単位

- ・ 中小企業・小規模事業者であること
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと



➡ 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、(工場や事務所などの労働者がいる) **事業場ごとに申請**いただきます。

対象となる設備投資など

助成対象事業場における、**生産性向上に資する設備投資等**が助成の対象となります。また、一部の事業者については、**助成対象となる経費が拡充**されます。

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	顧客管理情報のシステム化

助成対象経費の具体例について、詳しくは、リーフレット中面（生産性向上のヒント集）をご覧ください。

助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、いずれか安い方の金額となります。

<例>

○事業場内最低賃金が898円
→助成率9/10

○8人の労働者を988円まで引上げ（90円コース）
→助成上限額450万円

○設備投資などの額は600万円

540万円
(=600万円×9/10)

(設備投資費用×助成率)

>

450万円
(=助成上限額)

(90円コースの助成上限額)

➡ **450万円**が支給されます。

申請の流れや注意事項は裏面をチェック！

助成上限額や助成率などの詳細は中面をチェック！

助成上限額・助成率

助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

「引き上げる労働者数」の数え方

- ▶ 事業場内最低賃金である労働者
- ▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げることにより、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。
(ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。)

<例：事業場内最低賃金950円の事業場で30円コースを申請する場合>

- A：事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に**算入可**
- B：申請コース以上賃金を引き上げていないので、**算入不可**
- C：Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、**算入可**
- D：既に引上げ後の事業場内最低賃金以上なので、**算入不可**



助成率

900円未満	9/10
900円以上 950円未満	4/5(9/10)
950円以上	3/4(4/5)

()内は生産性要件を満たした事業場の場合

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者
② 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント(パーセントポイント)」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

物価高騰等要件に該当する事業者は、一定の自動車の導入やパソコン等の新規導入が認められる場合がございます。詳しくはP3の「助成対象経費の特例」をご覧ください。

<事業場内最低賃金とは? >

事業場で最も低い時間給を指します。
 (ただし、業務改善助成金では、雇入れ後3か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。)
 事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金(国が例年10月頃に改定する都道府県単位の最低賃金額)と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。
 ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

助成対象経費の特例

特例事業者のうち、②物価高騰等要件に該当する場合、通常は、助成対象となる生産性向上に資する設備投資等として認められていないパソコン等や一部の自動車も助成対象となります（パソコン等は新規導入に限ります）。

助成対象経費	一般事業者	特例事業者 (②のみ)
生産性向上に資する設備投資等	○	○
生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・ 定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車 ・ PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	○

助成対象経費の具体例

助成対象経費の具体例は、「生産性向上のヒント集」や厚生労働省ウェブサイトに掲載されています。

生産性向上のヒント集

業務改善助成金を活用し、業務の効率化や働き方の事例を集めた冊子を作成しております。
業務改善助成金の申請に際して、参考としていた



PDF 生産性向上のヒント集 (令和5年3月作成) [PDF形式: 5,196KB] [5.1MB]



PDF 生産性向上のヒント集 (令和4年3月作成) [PDF形式: 312KB] [7.0MB]



事例2 配膳ロボットの導入により料理の運搬業務の効率化

企業概要 【所在地】埼玉県 【従業員数】11人 【事業内容】飲食業

課題と対応 アルバイトの急な欠勤があったり、奥行きのある動線を一度に2食(両手)分の配膳しかできなかったりするため、特に繁忙期においてより多くの配膳ができないうかが検討した。

実施概要 常時3食以上の配膳や重い料理や食器を運ぶ業務を、従業員の負担を増やすことなく可能にしたいと考えた。そこで、助成金を活用して、配膳ロボットを導入した。

繁忙期の配膳業務を平準化したい(社長)

<導入前>



配膳効率が25%向上し、配膳に係る人員が5人から4人に軽減

<導入後>



さらなる工夫
セルフオーダーシステムや自動洗米・炊飯・飯盛機を導入している。

実施結果 配膳ロボットの導入により、5人が必要だった配膳業務が4人でできるようになった。また、その分、顧客に目が行き届くようになり、顧客からより良い評価が得られるようになった。

成果 配膳業務の効率化により生産性が向上し、9人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を60円引き上げた。

助成金活用のきっかけ 中小企業診断士の提案

生産性向上のヒント集 検索

事例7 リフト付き福祉車両、乾燥機能付き洗濯機、大容量冷蔵庫の導入により、車椅子利用者の送迎、買い出し、洗濯物乾燥が効率化

企業概要 【所在地】滋賀県 【従業員数】10人 【事業内容】障害者福祉事業

課題と対応 車椅子利用者の送迎時は2名で行き介助はすべて人力で行わなければならない。また、洗濯機には乾燥機能が無いため干し取り込み時間と時間がかかり、冷蔵庫は容量が小さいため毎日買い出しに行く必要があった。そのため、車両や機器の導入による業務効率化を検討した。

実施概要 送迎時の介助、洗濯物干しや取り込み、買い出しの負担を軽減したいと考えた。そこで、助成金を活用して、リフト付き福祉車両、乾燥機能付き洗濯機、大容量冷蔵庫を導入した。

送迎、洗濯、買い出しの負担を軽減したい(役員)

<導入前>



車椅子利用者の送迎時間及び買い出し回数が半減し、洗濯物干し及び取り込み時間が削減

<導入後>



実施結果 リフト付き福祉車両、乾燥機能付き洗濯機、大容量冷蔵庫の導入により、車椅子利用者の送迎時間及び買い出し回数が半減し、洗濯物干し及び取り込み時間がなくなった。

成果 車椅子利用者の送迎、買い出し、洗濯物乾燥の効率化により生産性が向上し、5人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を90円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引き上げを実施した。

助成金活用のきっかけ 社会保険労務士の提案

賃金引き上げに当たっての注意点

- 地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、**発効日の前日までに引き上げていただく必要があります。**
- 引き上げ後の事業場内最低賃金額と同額を就業規則等に定めていただく必要があります。
- 令和6年度より、複数回に分けての事業場内最低賃金の引上げは認められなくなりましたので、ご注意ください。

(例) 10月1日に新しい地域別最低賃金(1,000円→1,050円)が発効される場合

発効日の前日(9月30日)までに事業場内最低賃金の引き上げ(1,005円→1,050円)を完了(※)

対象!

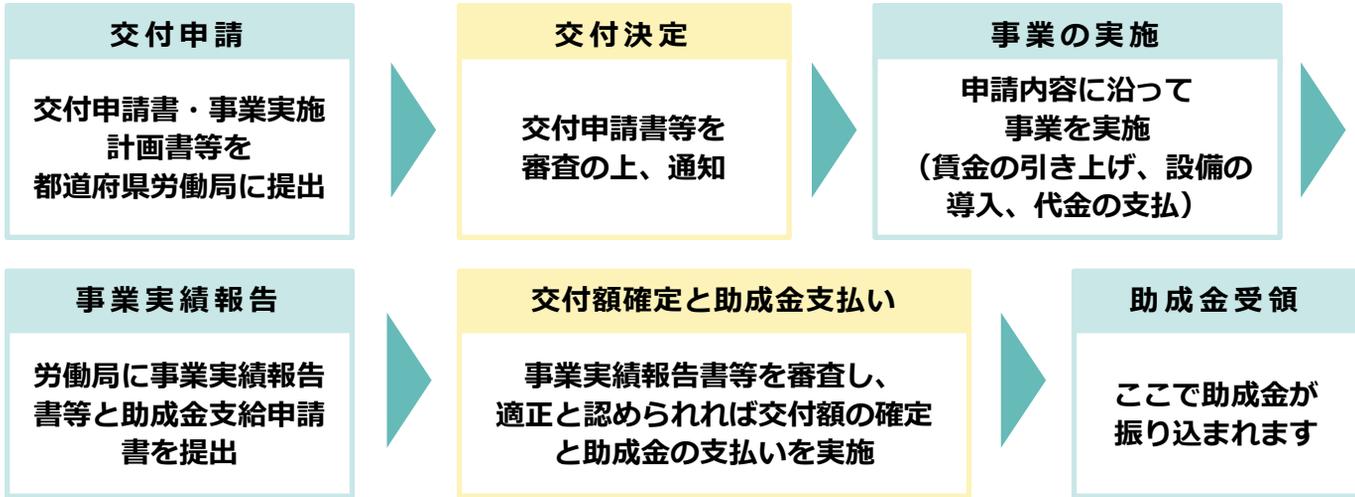
発効日の当日(10月1日)に事業場内最低賃金の引き上げ(1,005円→1,050円)を実施

対象外

※ 併せて、就業規則等に事業場内最低賃金が1,050円である旨、定めていただく必要があります。

助成金支給の流れ

事業場所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行っていただきます。労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施してください。事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただくと、労働局による報告内容の審査を経て、助成金が支給されます。



注意事項・お問い合わせ等

注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象となりません。
- 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

(参考) 働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫
店舗検索



令和5年度からの主な変更点

- 生産量要件や関連する経費が終了しました。
- 事業完了期限が、2025（令和7）年1月31日※になりました。
※やむを得ない事由がある場合は、理由書の提出により、2025（令和7）年3月31日とできる場合がございます。
- 令和6年度から**同一事業場の申請は年1回まで**となりました。

参考ウェブサイト

- 厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」**
最新の要綱・要領やQ&A（「生産性向上のヒント集」）、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。
- 最低賃金特設サイト**
全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取組事例などを紹介しています。

業務改善助成金

検索



最低賃金特設サイト

検索



お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

交付申請書等の提出先は管轄の**都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）**です

業務改善助成金の都道府県別実績(交付決定件数)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
滋賀	95	131	236
京都	60	85	184
大阪	238	358	1,021
兵庫	108	260	563
奈良	49	72	158
和歌山	59	89	176
鳥取	52	94	177
島根	35	45	156
岡山	93	104	265
広島	137	169	403
山口	72	107	240
徳島	54	84	127
香川	72	98	241
愛媛	65	96	173
高知	14	37	196
福岡	195	219	529
佐賀	38	32	211
長崎	44	83	216
熊本	93	123	154
大分	125	161	224
宮崎	43	54	153
鹿児島	25	42	122
沖縄	53	82	217
全国計	3,859	5,672	13,406

(件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
北海道	120	201	628
青森	37	62	158
岩手	68	124	242
宮城	45	59	188
秋田	37	55	95
山形	65	74	147
福島	53	84	254
茨城	90	101	213
栃木	46	104	204
群馬	56	76	187
埼玉	75	105	340
千葉	115	121	235
東京	219	440	693
神奈川	171	274	430
新潟	55	86	320
富山	61	58	158
石川	54	78	189
福井	80	91	253
山梨	17	33	127
長野	102	106	241
岐阜	55	101	308
静岡	164	181	322
愛知	197	361	1,085
三重	58	72	247

アンケート回収事業場

126 事業場

1 業務改善助成金の認知度

A 制度を知っていた	70	認知率	55.6%
B 制度を知らなかった	54		
C 回答なし	2		

2 業務改善助成金制度を知るきっかけ

A 厚生労働省ホームページ	42	33.3%
B 社会保険労務士からの紹介	34	27.0%
C 商工会議所・商工会からの紹介	11	8.7%
D その他	37	29.4%
E 回答なし	2	1.6%

3 業務改善助成金が生産性向上に役立ったか

A 大変役に立った	119	94.4%
B やや役に立った	7	5.6%
C あまり役に立たなかった	0	0.0%
D 全く役に立たなかった	0	0.0%

4 取組の結果、どのような効果があったか(複数可)

A 生産性の向上につながった	122
B 事業場内最低賃金以外の賃金で働く労働者の賃金も引き上げることができた	43
C 人材の確保につながった	8
D その他の効果(具体的に:)	5

5 今後も業務改善助成金を利用したいか

A 利用したい	74	58.7%
B 設備投資する予定が今後あれば、考えた		
い	40	31.7%
C 利用しない	0	0.0%
D 無回答	12	9.5%
Cを選んだ場合、その理由	該当なし	

令和5年10月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移

(単位：%)

年・月	令和5年			令和6年						各月の前年同月比 を単純平均したも の
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
広島市	3.5	3.0	2.6	2.5	2.7	2.4	2.6	3.4	3.4	2.90

資料出所 2020年基準消費者物価指数時系列リスト(e-start) 広島市 (持家の帰属家賃を除く総合)

(注) 指数は、前年同月比 (%)

2023 (R5) 年10月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移

○ 消費者物価指数の対前年上昇率について、2023年10月以降、全国では2.5%～3.9%で推移し、2023年10月～2024年6月平均の対前年同期の上昇率は3.2%となっている。

(単位：%)

	2023年			2024年						2023年10月～ 2024年6月 平均
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
全 国	3.9	3.3	3.0	2.5	3.3	3.1	2.9	3.3	3.3	3.2
Aランク	3.7	3.1	2.6	2.1	3.0	2.9	2.7	3.1	3.2	3.0
Bランク	3.8	3.3	3.0	2.5	3.3	3.1	3.1	3.4	3.4	3.2
Cランク	4.0	3.6	3.4	3.0	3.8	3.5	3.2	3.6	3.4	3.5

資料出所 総務省「消費者物価指数」

- (注) 1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。
 2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。
 3 各ランクは、2023年度からの適用区分である。
 4 「2023年10月～2024年6月」の上昇率は、「同期の指数の単純平均」の「前年同期の指数の単純平均」に対する上昇率。

1 主要指標の推移 (1) GDP、鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数、倒産件数、完全失業者数及び完全失業率

	GDP (国内総生産)						鉱工業生産指数		製造工業稼働率指数		倒産件数		完全失業者数 (月平均)		完全失業率 (%)
	名目 (億円)	前期比 (%)	年率換算 (%)	実質 (億円)	前期比 (%)	指数 (R2年=100)	前期比 (%)	指数 (R2年=100)	実数 (件)	前期比 (%)	実数 (万人)	前年差 (万人)	実数 (万人)		
														前期比 (%)	
平成 20 年	5,278,238	△ 2.1	-	5,202,331	△ 1.2	124.6	△ 3.4	128.6	15,646	△ 4.1	265	8	265	4.0	
平成 21 年	4,949,384	△ 6.2	-	4,906,150	△ 5.7	97.4	△ 21.9	96.4	15,480	△ 25.0	336	71	336	5.1	
平成 22 年	5,055,306	2.1	-	5,107,200	4.1	112.5	15.6	115.3	13,321	19.6	334	△ 2	334	5.1	
平成 23 年	4,974,489	△ 1.6	-	5,108,416	0.0	109.3	△ 2.8	110.4	12,734	△ 4.3	302	△ 32	302	4.6	
平成 24 年	5,004,747	0.6	-	5,178,644	1.4	110.1	0.6	112.7	12,124	2.2	285	△ 17	285	4.3	
平成 25 年	5,087,006	1.6	-	5,282,481	2.0	109.6	△ 0.8	114.8	10,855	△ 0.5	265	△ 20	265	4.0	
平成 26 年	5,188,110	2.0	-	5,298,128	0.3	111.9	2.0	119.7	9,731	4.3	236	△ 29	236	3.6	
平成 27 年	5,380,323	3.7	-	5,380,812	1.6	110.5	△ 1.2	116.5	8,812	△ 2.7	222	△ 14	222	3.4	
平成 28 年	5,443,646	1.2	-	5,421,374	0.8	110.5	0.0	114.7	8,446	△ 1.5	208	△ 14	208	3.1	
平成 29 年	5,530,730	1.6	-	5,512,200	1.7	114.0	3.1	119.2	8,405	3.9	190	△ 18	190	2.8	
平成 30 年	5,566,301	0.6	-	5,547,665	0.6	114.6	1.1	119.3	8,235	0.8	167	△ 23	167	2.4	
令和 元 年	5,579,108	0.2	-	5,525,354	△ 0.4	111.6	△ 2.6	114.8	8,383	△ 3.8	162	△ 5	162	2.4	
令和 2 年	5,396,459	△ 3.3	-	5,294,598	△ 4.2	100.0	△ 10.4	100.0	7,773	△ 12.9	192	30	192	2.8	
令和 3 年	5,531,508	2.5	-	5,437,206	2.7	105.4	5.4	108.5	6,030	8.5	195	3	195	2.8	
令和 4 年	5,617,659	1.6	-	5,502,503	1.2	105.3	△ 0.1	108.1	6,428	△ 0.4	179	△ 16	179	2.6	
令和 5 年	5,934,282	5.6	-	5,602,255	1.8	103.9	△ 1.3	107.0	8,690	△ 1.0	178	△ 1	178	2.6	
令和 5 年 1～3月	5,828,242	2.3	9.5	5,592,709	1.2	103.5	△ 1.7	107.1	1,956	△ 3.7	177	△ 5	177	2.6	
令和 5 年 4～6月	5,970,532	2.4	10.1	5,644,064	0.9	104.8	1.3	108.1	2,086	0.9	185	△ 4	185	2.7	
令和 5 年 7～9月	5,951,867	△ 0.3	△ 1.2	5,586,763	△ 1.0	103.3	△ 1.4	106.5	2,238	△ 1.5	184	4	184	2.6	
令和 5 年 10～12月	5,987,834	0.6	2.4	5,587,609	0.0	104.4	1.1	106.7	2,410	0.2	167	0	167	2.4	
令和 6 年 1～3月	5,974,140	△ 0.2	△ 0.9	5,547,279	△ 0.7	99.0	△ 5.2	98.7	2,319	△ 7.5	175	△ 2	175	2.5	
令和 6 年 4～6月	-	-	-	-	-	98.0	△ 6.7	98.6	701	△ 7.9	170	△ 2	170	2.4	
令和 6 年 1月	-	-	-	-	-	97.4	△ 0.6	98.1	712	△ 0.5	182	12	182	2.6	
令和 6 年 2月	-	-	-	-	-	101.7	4.4	99.4	906	1.3	182	0	182	2.6	
令和 6 年 3月	-	-	-	-	-	100.8	△ 0.9	99.7	783	0.3	183	1	183	2.6	
令和 6 年 4月	-	-	-	-	-	103.6	2.8	100.8	1,009	△ 0.3	182	△ 1	182	2.6	
令和 6 年 5月	-	-	-	-	-	-	-	-	820	-	-	-	-	-	
令和 6 年 6月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
資料出所	内閣府「国民経済計算」						経済産業省「鉱工業指数」		東京商工リサーチ調べ		総務省「労働力調査」				

(注) 1 斜字となっているGDPの四半期別の数値、鉱工業生産指数及び製造工業稼働率指数の四半期別・月別の数値並びに完全失業者数及び完全失業率の月別の数値は、季節調整値及びその前期 (月、四半期) 比 (差) であり、そのほかの数値は原数値である。

2 GDPの四半期の額は年率である。

3 鉱工業生産指数の令和6年5月分の数値は速報値である。

4 平成29年以前の鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数は接続指数であり、稼働率指数は接続指数の暦年値は月次原指数の12か月平均値を労働基準局賃金課にて算出。

また、平成30年以前の鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数の前期比は公表当時における指数値から計算されたものであり、接続指数で計算した前期比とは必ずしも一致しない。

11 企業の業況判断及び収益

(1) 日銀短観による企業の業況判断及び収益

イ 業況判断 (DI)

(「良い」－「悪い」・%ポイント)

	令和3年			令和4年			令和5年			令和6年					
	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月最近	6月先行き
規模計															
製造業	-6	2	5	6	2	1	0	2	-4	-1	0	5	4	5	6
非製造業	-9	-7	-7	0	-2	4	5	10	12	14	16	18	18	19	13
大企業															
製造業	5	14	18	18	14	9	8	7	1	5	9	12	11	13	14
非製造業	-1	1	2	9	9	13	14	19	20	23	27	30	34	33	27
中堅企業															
製造業	-2	5	6	6	3	0	0	1	-5	0	0	5	6	8	7
非製造業	-11	-8	-6	1	0	6	7	11	14	17	19	20	20	22	16
中小企業															
製造業	-13	-7	-3	-1	-4	-4	-4	-2	-6	-5	-5	1	-1	-1	0
非製造業	-11	-9	-10	-4	-6	-1	2	6	8	11	12	14	13	12	8

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

(注) 1 調査対象 調査対象企業は下表のとおりである。なお、総務省「事業所母集団データベース」に基づき調査対象企業の選定を行っている。

調査対象企業数は、令和6年6月調査の時点で、9,076社である。

資本	金額
大企業	10億円以上
中堅企業	1億円以上10億円未満
中小企業	2千万円以上1億円未満

2 業況判断 (DI)

(1) 回答企業の収益を中心とした、業況についての全般的な判断を、「最近(回答時点)の状況」および「先行き(3か月後)の状況」について、季節変動要因を除いた実勢ベースで、3つの選択肢(「1. 良い」、「2. さほど良くない」、「3. 悪い」)の中から1つを選び回答してもらう。

(2) 3つの選択肢毎の回答社数を単純集計し、全回答社数に対する「回答社数構成百分比」を算出する。

そして、次式によりディフュージョン・インデックス(Diffusion Index)を算出する。

$$DI = (\text{第1選択肢の回答者数構成百分比}) - (\text{第3選択肢の回答者数構成百分比})$$

口 経常利益増減

(前年度比・%)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (計画)
規模計	製造業	50.7	8.0	9.6
	非製造業	35.8	24.0	14.6
大企業	製造業	53.7	11.7	9.1
	非製造業	44.4	32.7	15.5
中堅企業	製造業	37.3	-3.4	10.5
	非製造業	31.6	18.0	13.3
中小企業	製造業	45.0	-7.8	12.7
	非製造業	21.8	8.4	13.2
				-8.1
				-7.2
				-8.8
				-8.5
				-4.4
				-4.6
				-6.4
				-5.8

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

(注) 経常利益増減

回答企業の経常損益(損益計算書を作成する場合の経常損益。財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。)について、年度の実績計数、および計画(予測)計数を回答してもらい、層別に1社当たりの平均値を出した上で、層別の母集団数を乗じ、これを合計した推計値を前期値と比較して率を算出する。

ハ 売上高経常利益率

(%)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (計画)
規模計	製造業	8.79	8.64	9.10
	非製造業	4.85	5.57	6.14
大企業	製造業	10.48	10.52	11.50
	非製造業	6.31	7.61	8.71
中堅企業	製造業	6.21	5.55	5.45
	非製造業	3.73	4.11	4.46
中小企業	製造業	4.87	4.24	4.71
	非製造業	3.70	3.79	4.10
				8.17
				5.61
				10.23
				7.78
				5.07
				4.16
				4.35
				3.87

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

(注) 売上高経常利益率

回答企業の総売上高(財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。)について、経常利益増減と同様に母集団推計値を算出し、これで経常損益の母集団推計値を除いて、売上高経常利益率を算出する。

(3) 中小企業景況調査による業況判断 (D I)

(「好転」－「悪化」・%ポイント、前年同期比)

	令和3年			令和4年			令和5年			令和6年				
	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月
	合計	-44.7	-25.6	-31.3	-23.6	-34.6	-19.4	-22.6	-19.3	-21.1	-10.5	-13.7	-14.8	-18.3
製造業	-44.5	-18.6	-16.8	-13.7	-21.6	-14.6	-18.5	-15.9	-19.4	-11.5	-15.1	-15.1	-19.9	-18.8
建設業	-19.0	-16.2	-18.2	-14.6	-22.6	-20.6	-18.7	-17.4	-18.7	-13.7	-15.6	-12.9	-14.5	-11.8
卸売業	-44.6	-20.2	-27.4	-17.3	-25.2	-12.5	-18.5	-12.7	-16.3	-6.7	-7.9	-10.3	-15.1	-12.4
小売業	-47.7	-35.5	-45.3	-37.4	-47.6	-31.0	-33.2	-30.1	-31.5	-21.5	-25.4	-26.4	-28.4	-25.0
サービス業	-53.3	-28.3	-37.7	-25.4	-41.4	-15.2	-19.9	-15.5	-16.6	-0.9	-4.2	-7.2	-11.7	-8.8

資料出所 中小企業庁・(独)中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」

(注) 1 本調査の調査対象企業は以下のとおり (全国で約1万9千社) である。

製造業、建設業：資本金3億円以下又は従業員300人以下

小売業：資本金5千万円以下又は従業員50人以下

卸売業：資本金1億円以下又は従業員100人以下

サービス業：資本金5千万円以下又は従業員100人以下

2 「D I」とは、Diffusion Indexの略で、「増加」・「好転」したなどとする企業の割合 (百分率) から、「減少」・「悪化」したなどとする企業の割合 (百分率) を引いた値である。

(2) 消費者物価地域差指数の推移①（都道府県庁所在都市）

ランク	都道府県	消費者物価地域差指数（全国平均=100）																	
		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年								
A ラ ン ク	全 国	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	東 京	106.1	104.3	105.2	105.1	105.1	105.4	105.4	106.0	105.3	105.3	105.5	105.4	105.4	105.4	105.4	105.5	105.5	105.4
	神 奈 川	104.8	103.9	104.9	104.8	105.1	104.7	104.7	103.7	103.6	103.6	103.7	103.7	103.7	103.7	103.6	103.7	103.7	103.7
	大 阪	101.2	101.0	100.7	100.2	99.9	99.7	99.7	100.7	100.7	100.7	100.3	100.3	100.0	99.2	99.2	99.2	99.2	99.2
	愛 知	99.9	99.7	99.4	99.0	98.9	98.5	98.5	98.5	98.5	98.9	98.9	98.9	98.9	98.9	98.9	98.9	98.9	98.9
	埼 玉	103.0	103.2	103.1	102.8	102.8	102.7	102.7	101.6	101.6	101.1	101.4	101.4	101.3	101.3	101.1	101.4	101.4	101.3
	千 葉	100.0	100.2	100.7	100.8	101.1	101.3	101.3	101.1	101.3	100.6	100.7	100.7	101.1	101.1	100.6	100.7	100.7	101.1
	兵 庫	101.3	101.6	101.5	101.2	101.2	100.9	100.9	100.9	100.3	99.9	99.4	99.4	99.0	99.0	99.9	99.4	99.4	99.0
	京 都	101.3	100.8	100.9	100.9	100.9	100.8	100.8	101.6	101.1	101.1	100.8	100.7	100.7	100.7	100.8	100.8	100.7	100.7
	茨 城	99.0	99.2	98.4	98.6	98.6	98.7	98.7	98.3	98.6	98.6	98.9	98.9	99.0	98.9	98.9	98.9	98.9	99.0
	静 岡	99.3	99.3	99.1	99.2	99.2	99.7	99.7	99.9	99.9	99.9	100.0	100.1	100.1	100.0	100.0	100.0	100.1	100.1
	富 山	98.3	98.7	98.8	99.2	99.5	98.9	98.9	99.0	99.0	99.0	98.6	98.6	98.8	98.8	98.6	98.6	98.8	98.8
	広 島	98.5	99.3	99.0	99.2	98.9	98.9	98.9	98.7	98.7	98.8	98.9	98.9	99.0	98.9	98.8	98.9	98.9	99.0
	滋 賀	100.2	100.7	100.4	101.0	100.4	100.5	100.4	100.5	100.0	100.4	100.0	99.5	99.5	99.5	100.0	99.4	99.5	98.5
	栃 木	100.6	100.4	99.4	99.4	99.2	99.1	99.1	99.7	99.7	99.7	99.4	99.4	99.5	99.5	99.4	99.4	99.5	98.5
	群 馬	97.2	96.6	95.9	96.1	96.4	96.7	96.7	96.6	96.6	96.5	96.1	96.5	96.5	96.1	96.5	96.1	96.5	96.5
	宮 城	98.4	98.5	98.7	99.1	99.2	99.9	99.9	99.4	99.4	99.6	99.7	100.1	100.1	99.7	100.1	99.7	100.1	100.1
	山 梨	98.6	99.0	98.9	98.9	99.4	99.4	99.4	98.2	98.3	98.3	98.9	98.6	98.6	98.3	98.9	98.9	98.6	98.6
	三 重	98.7	97.9	98.3	98.0	98.2	98.1	98.1	98.0	98.2	98.2	98.5	98.2	98.2	98.2	98.5	98.2	98.5	98.2
石 川	99.7	100.8	100.6	100.5	100.3	100.3	100.3	99.9	99.9	99.9	99.4	99.4	99.8	99.9	99.4	99.4	99.8	99.8	
福 岡	97.7	98.3	97.6	97.4	97.0	97.5	97.4	97.8	97.8	98.0	97.8	97.8	98.0	98.0	97.8	97.8	97.7	97.7	
香 川	98.4	99.1	98.9	98.9	98.9	98.9	98.7	98.7	98.7	99.3	99.1	98.6	98.6	99.1	98.6	99.1	98.6	98.6	
岡 山	99.1	98.9	98.5	98.8	98.5	97.6	97.6	97.6	97.6	98.0	97.9	98.0	98.0	97.9	98.0	97.9	98.0	98.0	
福 井	98.7	99.4	99.0	98.9	99.3	99.4	99.4	99.0	99.0	99.0	98.8	98.7	98.7	99.0	98.8	98.7	98.7	98.7	
奈 良	97.1	96.9	96.0	96.4	96.7	97.1	97.1	96.7	96.7	96.9	96.7	96.6	96.6	96.7	96.6	96.7	96.6	96.6	
山 口	98.9	99.1	99.0	99.0	98.5	99.2	99.2	99.9	99.9	100.3	100.5	100.3	100.3	100.3	100.5	100.3	100.3	100.3	
長 野	97.2	97.4	97.2	97.1	97.5	98.3	98.3	98.3	98.3	98.0	98.2	98.2	98.4	98.0	98.2	98.2	98.4	98.4	
北 海 道	98.7	98.7	99.1	99.5	99.6	99.5	99.5	100.1	100.1	100.6	100.9	101.6	101.6	100.9	101.6	100.9	101.6	101.6	
岐 阜	98.2	98.3	98.0	98.3	98.1	98.2	98.2	98.3	98.3	98.1	97.9	97.8	97.8	98.1	97.9	97.9	97.8	97.8	
徳 島	98.6	99.3	99.8	99.8	100.2	100.5	100.5	99.9	99.9	100.1	99.3	98.7	98.7	100.1	99.3	98.7	98.7	98.7	
福 島	101.3	101.5	101.2	101.1	100.3	100.4	100.4	100.4	100.4	100.6	100.7	100.6	100.6	100.6	100.7	100.6	100.6	100.6	
新 潟	99.0	99.5	99.3	99.2	98.9	98.9	98.9	98.7	98.7	98.7	99.0	99.0	98.7	98.7	99.0	99.0	98.7	98.7	
和 歌 山	100.5	99.7	99.9	100.1	99.8	99.2	99.2	99.2	99.2	99.1	98.9	98.1	98.1	99.1	98.9	98.1	98.9	98.1	
愛 媛	97.6	98.4	98.3	98.3	98.0	97.9	97.9	98.4	98.4	98.6	98.7	98.7	98.8	98.6	98.7	98.7	98.8	98.8	
島 根	100.2	100.7	100.5	100.1	99.8	99.9	99.9	99.9	99.5	100.2	99.8	100.2	100.2	99.8	100.2	99.8	100.2	100.2	
大 分	98.3	98.4	98.0	97.7	98.0	98.4	98.4	98.5	98.5	98.1	97.7	97.3	97.3	98.0	97.7	97.7	97.3	97.3	
熊 本	98.9	98.3	98.6	98.6	98.4	98.4	98.4	98.7	98.7	99.0	99.0	98.9	98.9	99.0	99.0	99.0	98.9	98.9	
山 形	100.2	100.4	100.4	100.4	99.4	100.1	100.1	100.3	100.3	100.5	100.3	100.3	100.9	100.5	100.3	100.3	100.9	100.9	
佐 賀	96.7	96.9	96.5	96.5	96.9	97.2	97.2	98.0	98.0	98.0	97.9	97.8	97.8	98.0	97.9	97.9	97.8	97.8	
長 崎	100.3	102.0	101.8	101.7	101.2	100.8	100.8	100.3	100.3	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	
岩 手	97.8	99.3	99.0	99.4	99.4	99.2	99.2	99.0	99.0	99.4	99.2	99.1	99.1	99.0	99.1	99.1	99.1	99.1	
高 知	98.6	99.2	99.2	99.5	99.2	99.8	99.8	99.8	99.3	99.2	99.5	99.5	100.0	99.2	99.5	99.5	100.0	100.0	
鳥 取	97.8	97.9	98.0	98.1	98.3	98.2	98.2	97.6	97.6	97.8	97.9	98.3	98.3	97.8	97.9	97.9	98.3	98.3	
秋 田	98.1	98.2	97.7	98.1	98.2	98.2	98.2	98.1	98.2	98.2	98.1	98.6	98.6	99.1	98.1	98.6	99.1	99.1	
鹿 児 島	98.1	97.5	96.6	97.3	97.2	97.3	97.3	97.4	97.4	97.6	97.6	96.1	96.1	97.6	96.1	96.8	96.1	96.1	
宮 崎	96.8	97.3	96.9	97.4	96.8	96.7	96.7	96.7	96.7	96.9	96.9	96.9	96.9	96.9	96.9	96.9	96.9	97.0	
青 森	99.3	99.0	98.9	98.4	98.6	98.5	98.5	97.9	97.9	97.8	98.1	98.3	98.3	97.8	98.1	98.3	98.3	98.3	
沖 縄	99.1	98.9	99.1	98.9	99.2	99.6	99.6	99.1	99.1	99.6	100.0	100.0	100.5	99.6	100.0	100.0	100.5	100.5	

資料出所 総務省「小売物価統計調査（構造編）」（平成25年以前は総務省「消費者物価指数」による）

(注) 1 各都道府県の数値は、都道府県庁所在都市のものである。

2 指数は「総合」である。なお、消費者物価地域差指数における「総合」は、持家の帰属家賃を含まない。

(2) 消費者物価地域差指数の推移②（都道府県下全域）

ランク	都道府県	消費者物価地域差指数（全国平均=100）													
		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年				
A ラ ン ク	全 国	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	東 京	105.3	104.0	104.4	104.4	104.4	104.7	105.2	104.5	104.7	104.7	104.7	104.7	104.7	104.5
	神 奈 川	103.6	103.5	104.3	104.3	104.3	104.0	103.2	103.0	103.1	103.1	103.1	103.1	103.1	103.1
	大 阪	100.4	100.3	100.0	99.8	99.8	99.7	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	99.3
	愛 知	98.9	98.4	98.2	98.0	98.0	97.6	97.6	98.0	98.4	98.4	98.4	98.4	98.5	98.5
	埼 玉	101.1	101.7	101.5	101.2	101.1	101.0	100.6	100.6	100.3	100.5	100.4	100.4	100.4	100.4
	千 葉	99.6	99.8	100.0	100.2	100.5	100.7	101.0	101.0	100.6	101.0	101.0	101.0	101.0	101.5
	兵 庫	100.7	101.1	100.8	100.3	100.3	100.3	100.3	99.6	99.7	99.4	99.4	99.4	99.1	99.1
	京 都	101.2	100.6	100.8	100.7	100.7	100.6	101.6	101.1	100.9	100.8	100.8	100.8	100.8	100.8
	茨 城	98.3	98.1	97.6	97.9	97.9	98.1	97.7	98.0	98.2	98.2	98.2	98.2	98.0	98.0
	静 岡	98.1	98.1	97.9	98.3	98.5	98.5	98.3	98.4	98.4	98.4	98.4	98.4	98.5	98.5
	富 山	97.9	98.4	98.5	99.0	99.1	98.6	98.7	98.7	98.8	98.6	98.6	98.6	98.8	98.8
	広 島	98.3	99.2	99.1	99.1	98.9	99.0	98.7	98.7	98.7	98.7	98.7	98.7	98.8	98.8
	滋 賀	99.1	99.9	99.5	100.0	99.4	99.5	99.3	100.0	99.6	99.3	99.6	99.6	99.3	99.3
	栃 木	99.0	99.0	98.4	98.4	98.2	98.2	98.3	98.3	98.1	98.3	98.3	98.3	97.6	97.6
	群 馬	97.1	96.4	95.9	96.2	96.3	96.6	96.7	96.6	96.6	96.2	96.2	96.2	96.4	96.4
	宮 城	98.2	98.1	98.4	98.7	98.8	99.3	99.3	99.3	99.4	99.5	99.5	99.5	99.9	99.9
	山 梨	98.0	98.5	98.3	98.2	98.7	98.7	97.5	97.7	98.1	98.1	98.1	98.1	97.8	97.8
	三 重	98.4	98.3	98.5	98.6	98.6	98.7	98.8	99.3	99.3	99.3	99.3	99.3	99.1	99.1
石 川	99.5	100.6	100.4	100.4	100.3	100.2	100.2	100.2	100.1	99.4	99.4	99.4	99.4	99.4	
福 岡	97.1	97.7	97.0	96.8	96.6	96.8	97.4	97.4	97.5	97.3	97.3	97.3	97.1	97.1	
香 川	98.0	98.5	98.5	98.3	98.4	98.3	98.2	98.2	98.5	98.2	98.2	98.2	97.8	97.8	
岡 山	98.6	98.4	98.0	98.4	98.3	97.6	97.5	97.8	97.8	97.8	97.8	97.8	98.1	98.1	
福 井	99.7	99.7	99.3	99.3	99.4	99.3	99.4	99.5	99.4	99.4	99.4	99.4	99.1	99.1	
奈 良	97.2	97.3	96.6	96.8	97.1	97.5	97.3	97.3	97.3	97.3	97.3	97.3	97.1	97.1	
山 口	97.9	98.8	99.1	98.9	98.5	98.7	99.4	100.0	99.9	99.7	99.7	99.7	99.7	99.7	
長 野	96.9	97.3	96.9	96.8	97.1	97.7	97.7	97.7	97.4	97.5	97.5	97.5	97.9	97.9	
北 海 道	98.9	99.2	99.2	99.8	99.8	99.9	100.3	100.8	101.1	101.1	101.1	101.1	101.7	101.7	
岐 阜	97.0	97.0	96.8	97.2	97.4	97.3	97.4	97.3	97.2	97.2	97.2	97.2	97.2	97.2	
徳 島	98.3	98.8	99.3	99.4	99.6	100.1	99.6	99.8	99.2	98.8	99.2	99.2	98.8	98.8	
福 島	100.0	100.1	99.8	99.9	99.4	99.6	99.4	99.4	99.3	99.3	99.3	99.3	99.3	99.3	
新 潟	98.2	99.1	98.9	98.8	98.7	98.7	98.2	98.2	98.3	98.4	98.4	98.4	98.2	98.2	
和 歌 山	100.1	99.9	100.0	100.0	99.6	99.2	99.4	99.4	99.4	99.2	99.2	99.2	98.6	98.6	
愛 媛	97.6	98.4	98.6	98.5	98.1	97.9	97.9	98.2	98.1	98.1	98.1	98.1	98.4	98.4	
島 根	99.4	100.1	99.9	99.7	99.3	99.5	99.5	99.5	99.9	99.6	99.6	99.6	100.1	100.1	
大 分	97.6	97.4	97.1	97.0	97.3	97.7	97.9	97.8	97.4	97.4	97.4	97.4	97.0	97.0	
熊 本	98.2	98.2	98.6	98.6	98.6	98.8	98.7	98.7	99.0	98.9	98.9	98.9	98.9	98.9	
山 形	100.7	100.8	100.7	101.0	100.0	100.2	100.5	100.8	100.7	101.2	101.2	101.2	101.2	101.2	
佐 賀	97.0	97.2	96.8	96.7	97.2	97.5	98.2	98.2	98.2	97.9	97.9	97.9	97.5	97.5	
長 崎	98.7	100.4	100.2	100.1	99.9	99.8	99.5	99.5	99.2	99.1	99.1	99.1	98.8	98.8	
岩 手	97.9	99.0	98.5	98.9	99.1	99.1	99.0	99.0	99.4	99.1	99.1	99.1	99.7	99.7	
高 知	98.8	99.2	99.2	99.5	99.2	99.8	99.2	99.2	99.9	99.4	99.4	99.4	100.0	100.0	
鳥 取	98.3	98.5	98.7	98.8	98.8	98.6	98.2	98.2	98.3	98.2	98.2	98.2	98.8	98.8	
秋 田	97.9	98.5	98.1	98.4	98.3	98.4	97.9	98.4	98.4	98.7	98.7	98.7	98.9	98.9	
鹿 児 島	97.2	96.7	96.1	96.4	96.1	96.3	97.2	97.2	97.2	96.6	96.6	96.6	95.9	95.9	
宮 崎	95.9	96.4	96.1	96.4	96.0	96.0	95.9	96.2	96.2	96.1	96.1	96.1	96.1	96.1	
青 森	98.8	98.9	98.8	98.3	98.6	98.4	98.1	97.9	98.3	98.3	98.3	98.3	98.6	98.6	
沖 縄	98.4	98.0	98.3	98.3	98.5	98.4	98.0	98.5	98.5	99.0	99.0	99.0	99.6	99.6	

資料出所 総務省「小売物価統計調査（構造編）」
 (注) 指数は「総合」である。なお、消費者物価地域差指数における「総合」は、持家の帰属家賃を含まない。

最低賃金に関する調査研究

JILPT「最低賃金の引上げと企業行動に関する 調査」(2023年)の概要(速報)

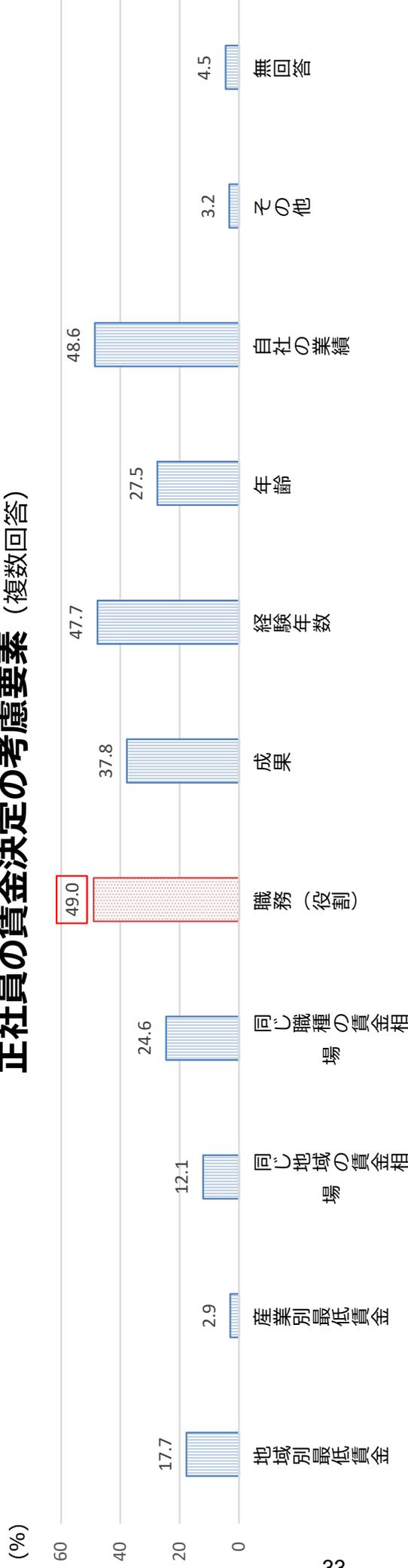
JILPT「最低賃金の引上げと企業行動に関する調査」(2023)の概要(速報)

<p>調査の概要</p>	<p>実施機関 労働政策研究・研修機構 (JILPT)</p> <p>調査の目的 今後の最低賃金に関する検討に資するため、2023年の最低賃金引上げに対する中小企業の対応等について調査するもの。</p> <p>調査の対象 従業員規模 1人以上300人未満の全国の企業20,000社 (官公営、非営利法人除く)。 ※2021年・2022年調査とも回答があったパネル継続可能企業(3,654社)、2022年調査から調査対象となり、当年調査に回答があった企業(3,944社)を対象とするともに、民間調査会社が保有する企業データベースから、新規調査企業として、12,402社を抽出。 ※抽出に当たっては、都道府県のグループ (中央最低賃金審議会が最低賃金の目安を示す際に用いるA～Cの3ランク区分) ごとに、産業(15区分) ×従業員規模 (7区分) 別に層化無作為抽出。 ※なお、配布直前の令和6年能登半島地震の発生に伴い、被災地域 (41社) の配布を中止した(結果として、19,959社に配布。そのうちパネル継続企業3,645社。)</p> <p>調査方法 郵送による配布・回収</p> <p>調査期間 2024年1月12日～29日 (3月初旬までに到着した調査票を集計)</p>																																																																																				
<p>集計対象企業数・割合</p>	<p>集計対象企業数：8,206社 (41.1% / 19,959社) (うち、2021年・2022年調査も回答した企業 (パネル継続対象) の集計対象企業数：2,549社 (69.9% / 3,645社)</p> <table border="1" data-bbox="742 996 901 1680"> <thead> <tr> <th>ランク</th> <th>集計対象企業数</th> <th>構成比(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Aランク</td> <td>1,792</td> <td>21.8</td> </tr> <tr> <td>Bランク</td> <td>4,179</td> <td>50.9</td> </tr> <tr> <td>Cランク</td> <td>2,235</td> <td>27.2</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="933 996 1252 1680"> <thead> <tr> <th>従業員数</th> <th>集計対象企業数</th> <th>構成比(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～4人</td> <td>2,705</td> <td>33.0</td> </tr> <tr> <td>5～9人</td> <td>1,997</td> <td>24.3</td> </tr> <tr> <td>10～19人</td> <td>1,539</td> <td>18.8</td> </tr> <tr> <td>20～29人</td> <td>650</td> <td>7.9</td> </tr> <tr> <td>30～49人</td> <td>635</td> <td>7.7</td> </tr> <tr> <td>50～99人</td> <td>438</td> <td>5.3</td> </tr> <tr> <td>100～299人</td> <td>242</td> <td>2.9</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="742 123 1364 952"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>集計対象企業数</th> <th>構成比(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設業</td> <td>1,774</td> <td>21.6</td> </tr> <tr> <td>製造業</td> <td>1,415</td> <td>17.2</td> </tr> <tr> <td>情報通信業</td> <td>149</td> <td>1.8</td> </tr> <tr> <td>運輸業</td> <td>339</td> <td>4.1</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>794</td> <td>9.7</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>1,162</td> <td>14.2</td> </tr> <tr> <td>金融業、保険業</td> <td>102</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>不動産業、物品賃貸業</td> <td>304</td> <td>3.7</td> </tr> <tr> <td>宿泊業</td> <td>94</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>飲食サービス業</td> <td>345</td> <td>4.2</td> </tr> <tr> <td>生活関連サービス業</td> <td>202</td> <td>2.5</td> </tr> <tr> <td>娯楽業</td> <td>66</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>教育、学習支援業</td> <td>101</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>医療、福祉</td> <td>444</td> <td>5.4</td> </tr> <tr> <td>上記以外のサービス業</td> <td>915</td> <td>11.2</td> </tr> </tbody> </table>	ランク	集計対象企業数	構成比(%)	Aランク	1,792	21.8	Bランク	4,179	50.9	Cランク	2,235	27.2	従業員数	集計対象企業数	構成比(%)	1～4人	2,705	33.0	5～9人	1,997	24.3	10～19人	1,539	18.8	20～29人	650	7.9	30～49人	635	7.7	50～99人	438	5.3	100～299人	242	2.9	業種	集計対象企業数	構成比(%)	建設業	1,774	21.6	製造業	1,415	17.2	情報通信業	149	1.8	運輸業	339	4.1	卸売業	794	9.7	小売業	1,162	14.2	金融業、保険業	102	1.2	不動産業、物品賃貸業	304	3.7	宿泊業	94	1.1	飲食サービス業	345	4.2	生活関連サービス業	202	2.5	娯楽業	66	0.8	教育、学習支援業	101	1.2	医療、福祉	444	5.4	上記以外のサービス業	915	11.2
ランク	集計対象企業数	構成比(%)																																																																																			
Aランク	1,792	21.8																																																																																			
Bランク	4,179	50.9																																																																																			
Cランク	2,235	27.2																																																																																			
従業員数	集計対象企業数	構成比(%)																																																																																			
1～4人	2,705	33.0																																																																																			
5～9人	1,997	24.3																																																																																			
10～19人	1,539	18.8																																																																																			
20～29人	650	7.9																																																																																			
30～49人	635	7.7																																																																																			
50～99人	438	5.3																																																																																			
100～299人	242	2.9																																																																																			
業種	集計対象企業数	構成比(%)																																																																																			
建設業	1,774	21.6																																																																																			
製造業	1,415	17.2																																																																																			
情報通信業	149	1.8																																																																																			
運輸業	339	4.1																																																																																			
卸売業	794	9.7																																																																																			
小売業	1,162	14.2																																																																																			
金融業、保険業	102	1.2																																																																																			
不動産業、物品賃貸業	304	3.7																																																																																			
宿泊業	94	1.1																																																																																			
飲食サービス業	345	4.2																																																																																			
生活関連サービス業	202	2.5																																																																																			
娯楽業	66	0.8																																																																																			
教育、学習支援業	101	1.2																																																																																			
医療、福祉	444	5.4																																																																																			
上記以外のサービス業	915	11.2																																																																																			
<p>備考</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本資料は、労働政策研究・研修機構「最低賃金の引上げと企業行動に関する調査」(2023年)の速報値をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。速報値であるため、数値が改訂される可能性がある。 産業、企業規模、ランクごとの回収数をもとに、集計結果が母集団の構成比と同様となるよう、復元処理 (ウェイトバック) を行っている。 																																																																																				

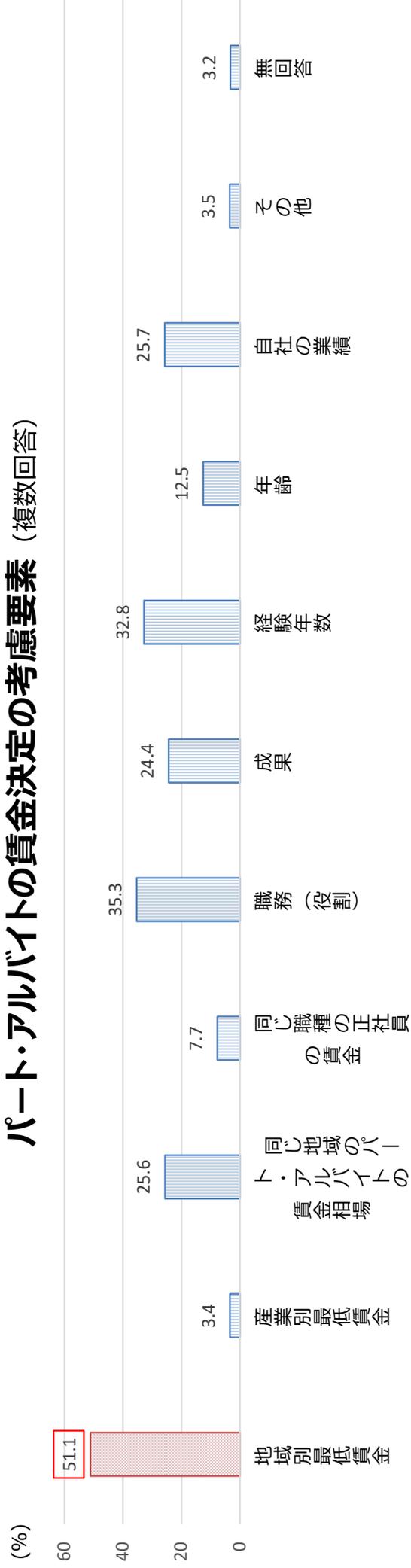
正社員及びパート・アルバイトの賃金決定の考慮要素

○ 正社員の賃金決定の考慮要素として、「職務(役割)」を挙げる中小企業が最も多いが、パート・アルバイトの賃金決定の考慮要素としては、「地域別最低賃金」を挙げる中小企業が最も多くなっている。

正社員の賃金決定の考慮要素 (複数回答)



パート・アルバイトの賃金決定の考慮要素 (複数回答)



(注) 集計対象企業 (8,206社) のうち、上図は正社員がいる企業 (7,766社)、下図はパート・アルバイトがいる企業 (3,712社) について集計。

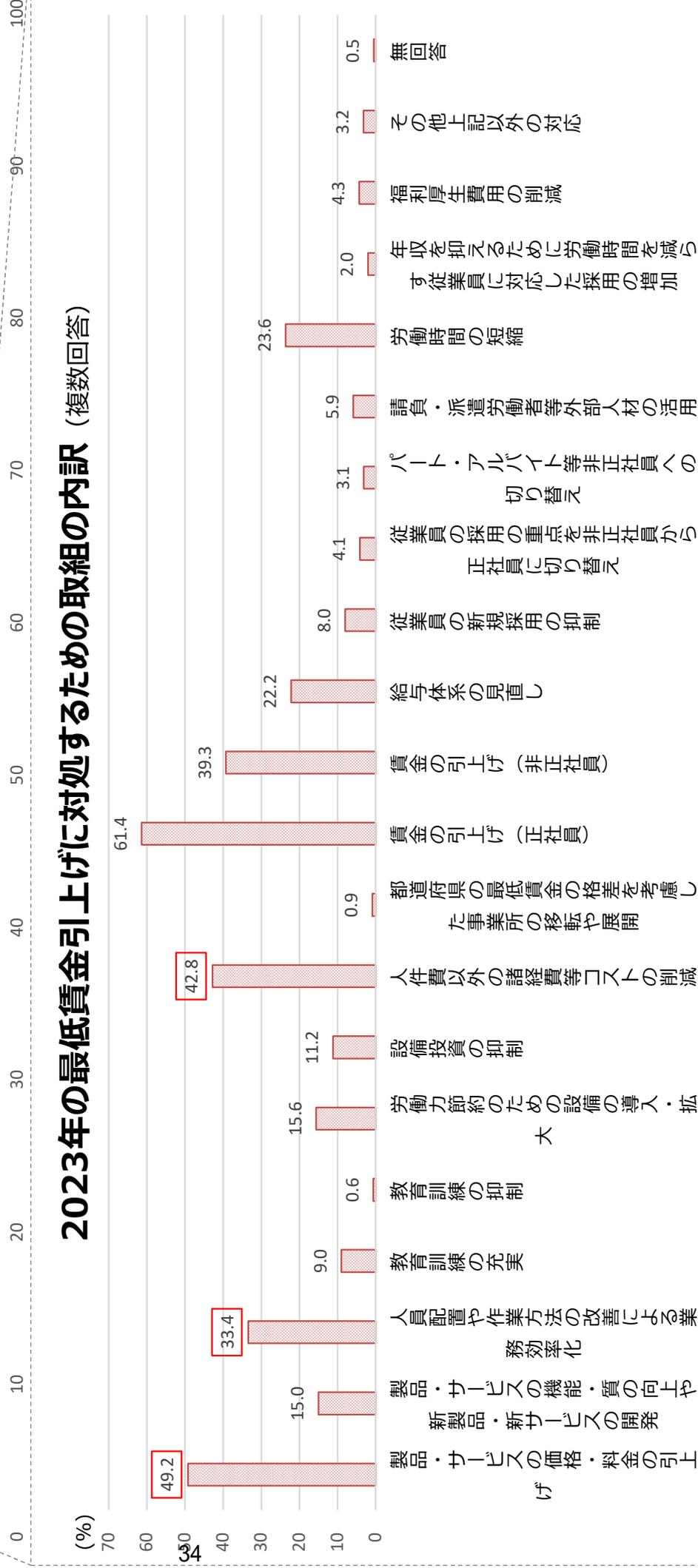
最低賃金引上げに対する取組の有無及び内容

○ 2023年の最低賃金引上げに対する取組を行ったことがある中小企業の割合は42.7%となっており、取組の内容では、「賃金の引上げ」を除けば、「製品・サービスの価格・料金の引上げ」、「人件費以外の諸経費等コストの削減」、「人員配置や作業方法の改善による業務効率化」の順に取り組んだ企業割合が高くなっている。

2023年の最低賃金引上げに対する取組の有無



2023年の最低賃金引上げに対処するための取組の内訳 (複数回答)

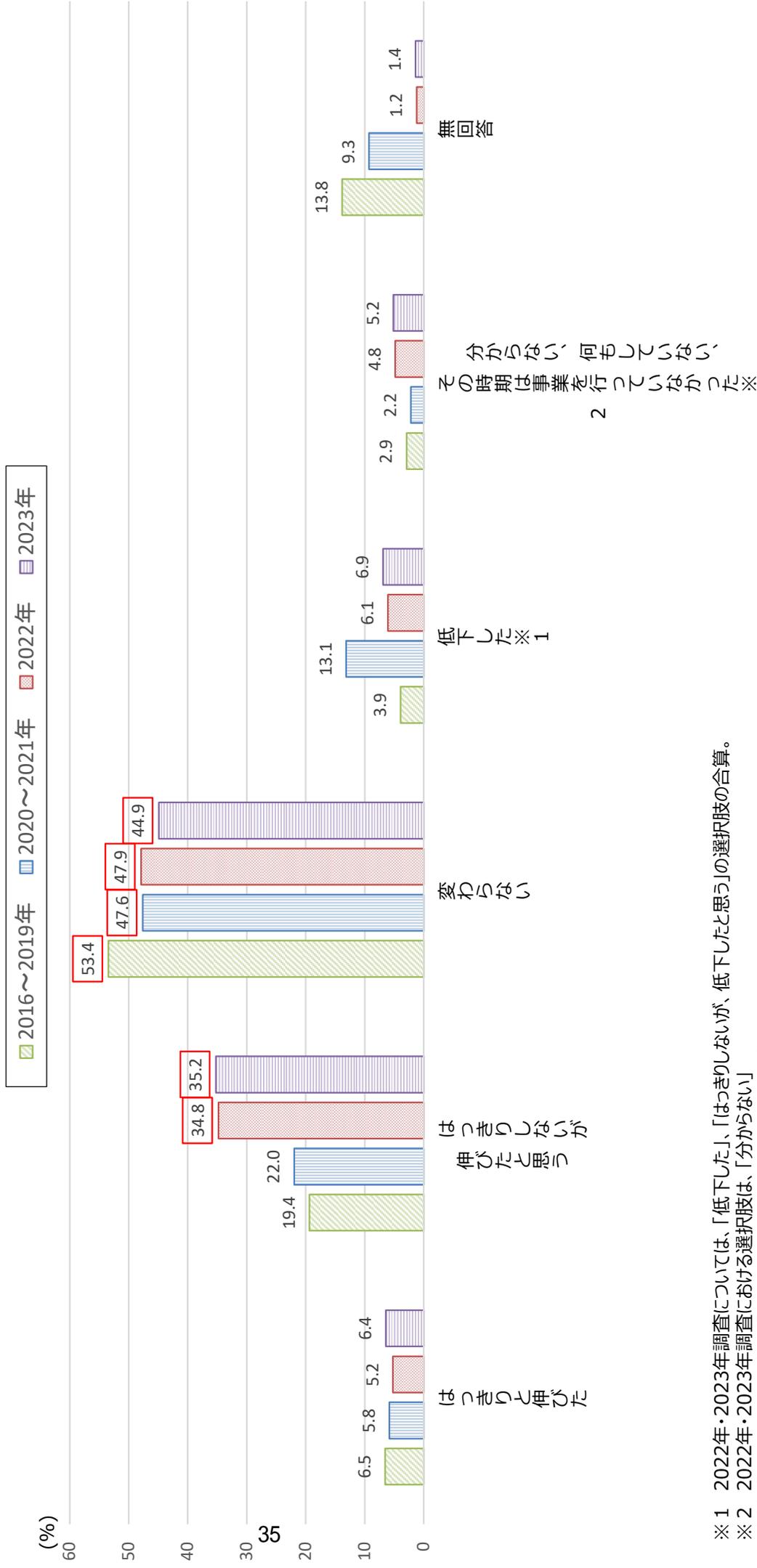


(注) 上図は集計対象企業 (8,206社)、下図は集計対象企業のうち最低賃金引上げに対する取組について「取り組んだことがあった」を回答した企業 (3,877社) について集計。

最低賃金引上げに対する取組による生産や売上の変化に関する企業の認識

○ 2016年以降の最低賃金引上げに対する取組を行ったことがある中小企業に対し、取組の結果、労働者の1時間当たりの生産や売上が伸びたか尋ねたところ、2016～2019年、2020～2021年、2022年、2023年ともに「変わらない」が最も多い。一方、2022年、2023年は「はっきりと伸びた」が、伸びたと思わないが、2016～2019年、2020～2021年と比べて増加している。

最低賃金の引上げに対する取組の結果、労働者の1時間当たりの生産や売上が伸びたか



※1 2022年・2023年調査については、「低下した」、「はっきりしないが、低下したと思う」の選択肢の合算。

※2 2022年・2023年調査における選択肢は、「分からない」

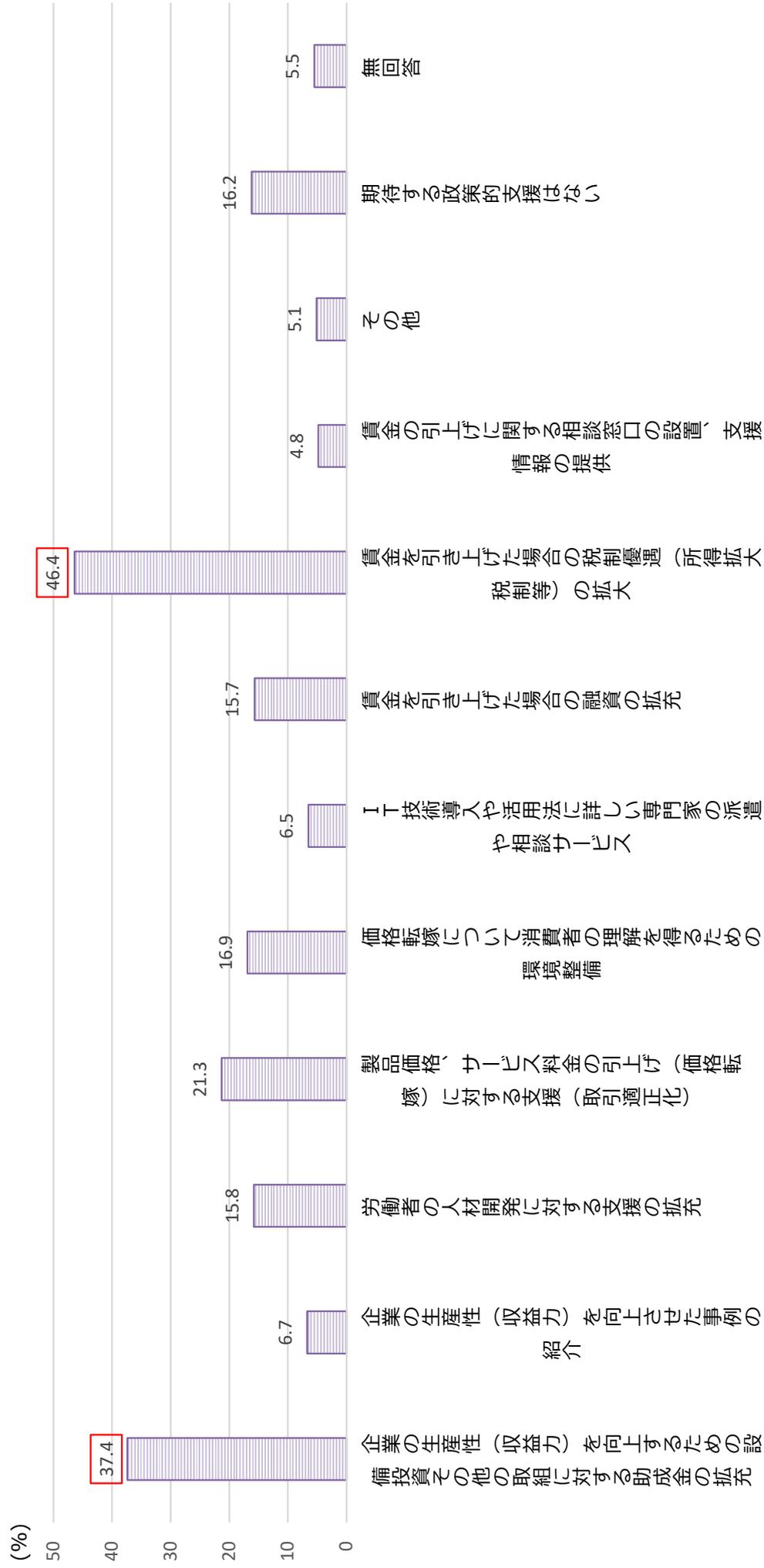
(注) 「2016～2019年」と「2020～2021年」は、2021年調査によるもの。

(注) 集計対象企業 (2,549社) のうち、最低賃金引上げに対する取組について「取組んだことがあった」を回答した企業 (2023年調査 : 1,252社、2022年調査 : 909社、2021年調査 : 1,415社) について集計。

最低賃金引上げに対応するために期待する政策的支援

○ 中小企業が最低賃金の引上げに対応していくために期待する政策的支援として、「賃金を引上げた場合の税制優遇(所得拡大税制等)の拡大」が最も多く、次いで「企業の生産性を向上するための設備投資その他の取組に対する助成金の拡充」が多い。

最低賃金の引上げに対応していくために期待する政策的支援 (複数回答)

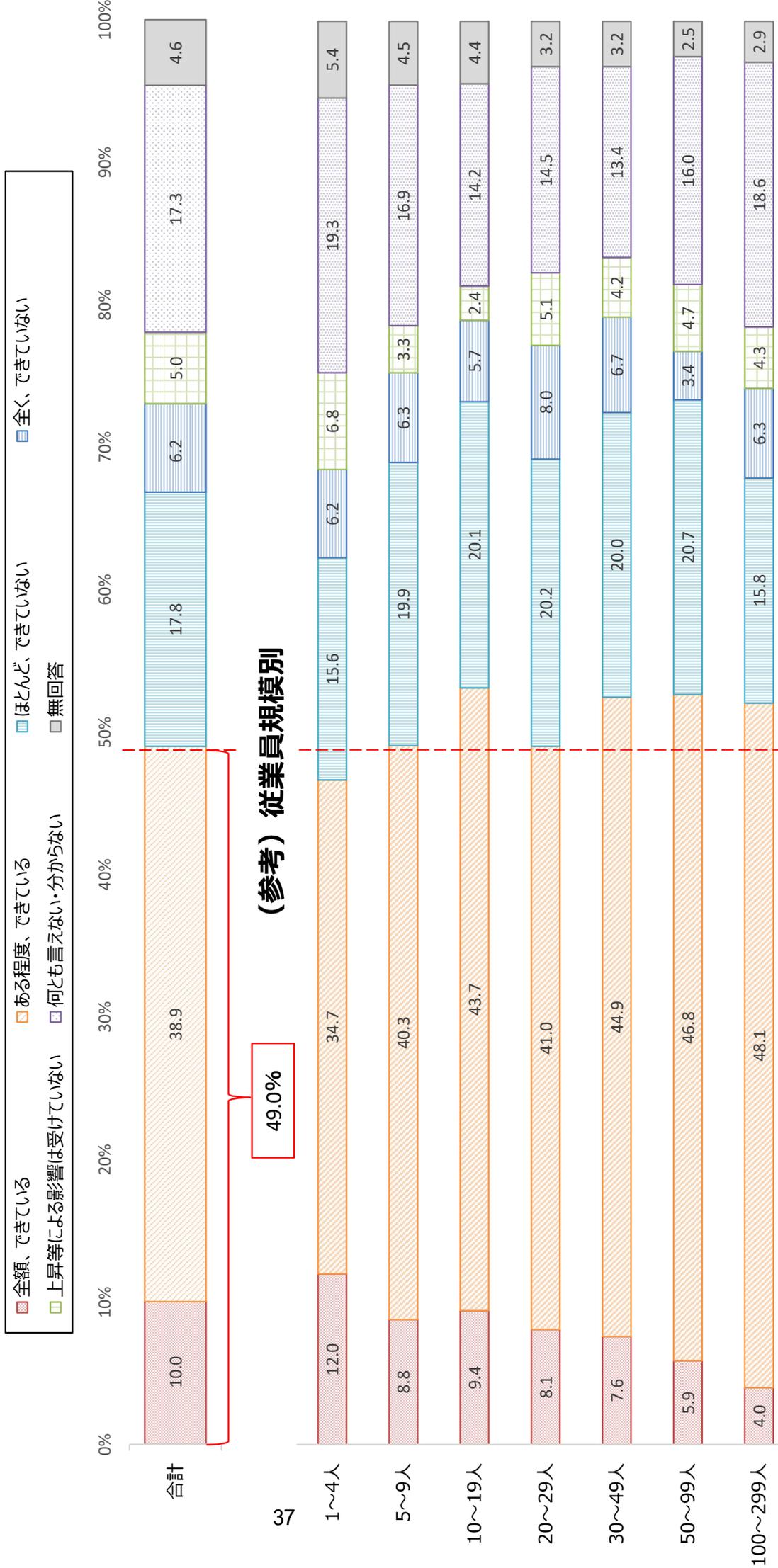


(注) 集計対象企業(8,206社)について集計。

原材料・仕入れ価格の上昇等に対する価格転嫁①

○ 原材料・仕入れ価格の上昇等に対して、製品やサービスの販売価格等に上昇コストを価格転嫁できているかについては、「全額、できている」又は「ある程度、できている」中小企業が合計49.0%。この割合は、従業員規模に応じた明確な傾向は見取れない。

原材料・仕入れ価格の上昇等に対して、製品やサービスの販売価格等に、上昇コスト全額を価格転嫁できているか

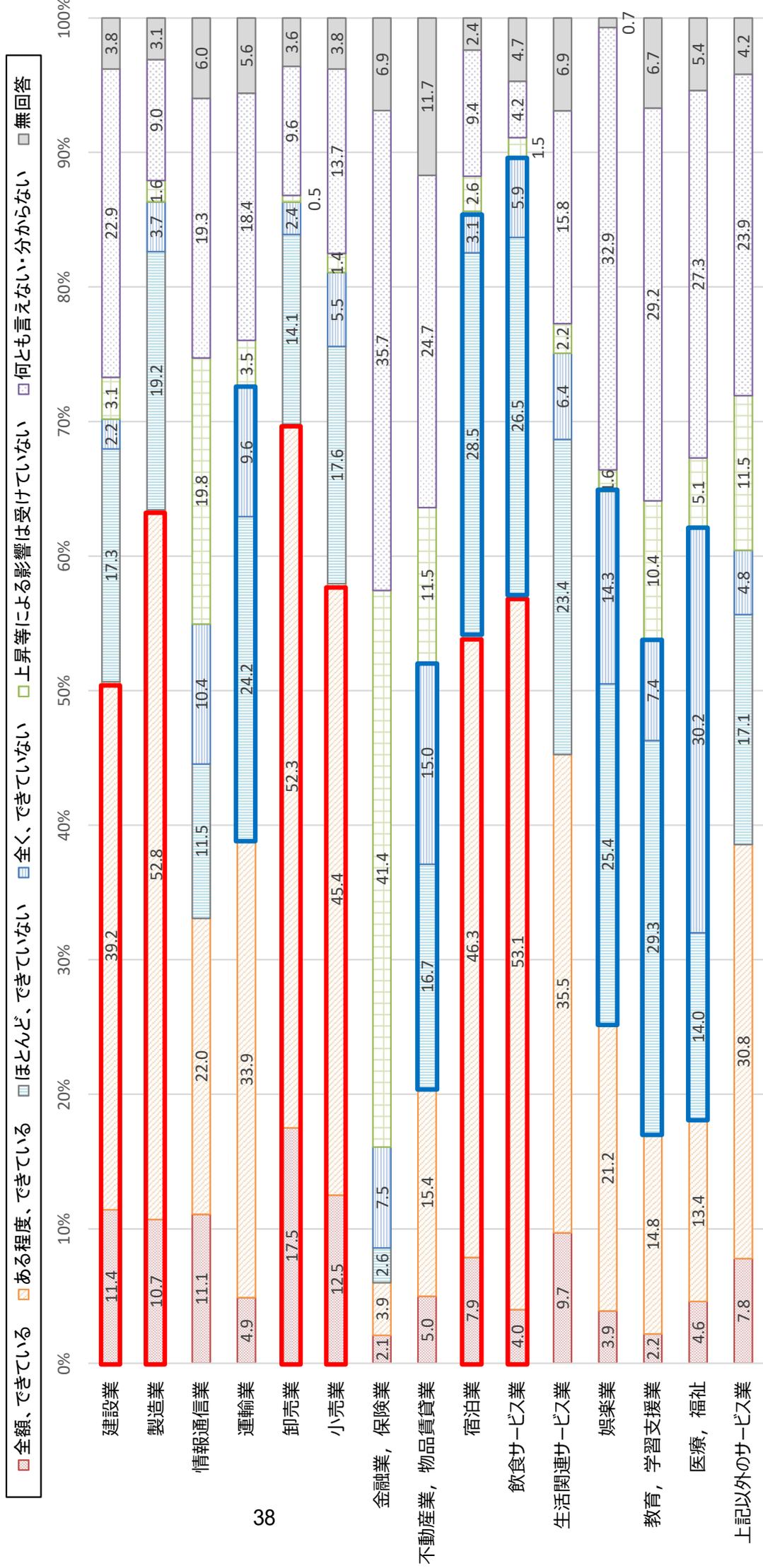


(注) 集計対象企業 (8,206社) について集計。

原材料・仕入れ価格の上昇等に対する価格転嫁②

○ 価格転嫁に関する対応状況について、業種別にみると、「全額、できていない」又は「ある程度、できていない」中小企業の割合が3割を超える業種（建設業、製造業、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業）もあれば、「ほとんど、できていない」又は「全く、できていない」中小企業の割合が3割を超える業種（運輸業、不動産業、物品賃貸業、情報通信業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉）もある。

(参考) 業種別



株式会社NTTデータ経営研究所
「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関
関する実態把握のための調査」(2024年)の概要(速報)

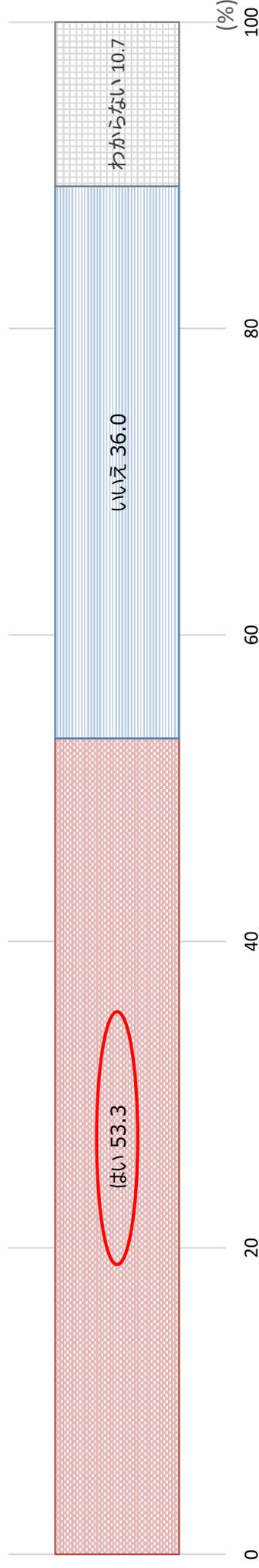
株式会社NTTデータ経営研究所「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査」(2024年)の概要(速報)

	<p>調査事業の委託先</p> <p>株式会社NTTデータ経営研究所（厚生労働省委託事業）</p>	<p>今後の最低賃金に関する検討に資するため、2023年の最低賃金引上げに対する最賃近傍雇用者の意識や対応等について調査するもの。（本資料中「2024年調査」と表記）</p> <p>なお、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社（厚生労働省委託事業）「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査」（2023年）は、2022年の最低賃金引上げに対する最賃近傍雇用者の意識や対応等について調査したもの。（本資料中「2023年調査」と表記）</p> <p>時間当たり賃金が勤務地の地域別最低賃金の1.1倍未満の非正規雇用労働者で1年以上勤務している者（以下、本調査において「最賃近傍雇用者」という。）※スクリーニング調査により予め調査対象者を限定。</p>																		
	<p>調査の方法</p> <p>WEB上でのモニター調査</p>																			
<p>調査期間</p> <p>2024年5月14日～26日</p>																				
<p>有効回答数</p> <p>有効回答数：2,959人</p>	<p>【性別】</p> <table border="1"> <tr><td>男性</td><td>667人</td></tr> <tr><td>女性</td><td>2,292人</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,959人</td></tr> </table>	男性	667人	女性	2,292人	合計	2,959人	<p>【年齢階級】</p> <table border="1"> <tr><td>29歳以下</td><td>608人</td></tr> <tr><td>30～39歳</td><td>295人</td></tr> <tr><td>40～49歳</td><td>540人</td></tr> <tr><td>50～59歳</td><td>590人</td></tr> <tr><td>60歳以上</td><td>926人</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,959人</td></tr> </table>	29歳以下	608人	30～39歳	295人	40～49歳	540人	50～59歳	590人	60歳以上	926人	合計	2,959人
男性	667人																			
女性	2,292人																			
合計	2,959人																			
29歳以下	608人																			
30～39歳	295人																			
40～49歳	540人																			
50～59歳	590人																			
60歳以上	926人																			
合計	2,959人																			
<p>有効回答者の属性</p>	<p>【勤務地の地域区分】</p> <table border="1"> <tr><td>Aランク</td><td>1,506人</td></tr> <tr><td>Bランク</td><td>1,197人</td></tr> <tr><td>Cランク</td><td>256人</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,959人</td></tr> </table>	Aランク	1,506人	Bランク	1,197人	Cランク	256人	合計	2,959人	<p>※ 厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査」の調査票情報から集計した最賃近傍雇用者の属性（性別・年齢階級・勤務地の地域区分）別の構成比をもとに、全体回答数を3,000人とした各属性毎の目標回答数を設定。</p> <p>※ 29歳以下男性かつ勤務地Aランクのみ属性毎の目標回答数に達しなかったため、本調査を集計する際には、賃金構造基本調査における最賃近傍雇用者の属性毎の構成比と同様となるよう、当該属性のみ復元処理（ウェイトバック）を行っている。</p>										
Aランク	1,506人																			
Bランク	1,197人																			
Cランク	256人																			
合計	2,959人																			
<p>備考</p>	<p>本資料は、厚生労働省委託事業「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査研究事業(令和6年度)」の中間報告をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。速報値であるため、数値が改訂される可能性がある。</p>																			

過去1年以内の時間当たり賃金の上昇の有無と上昇額

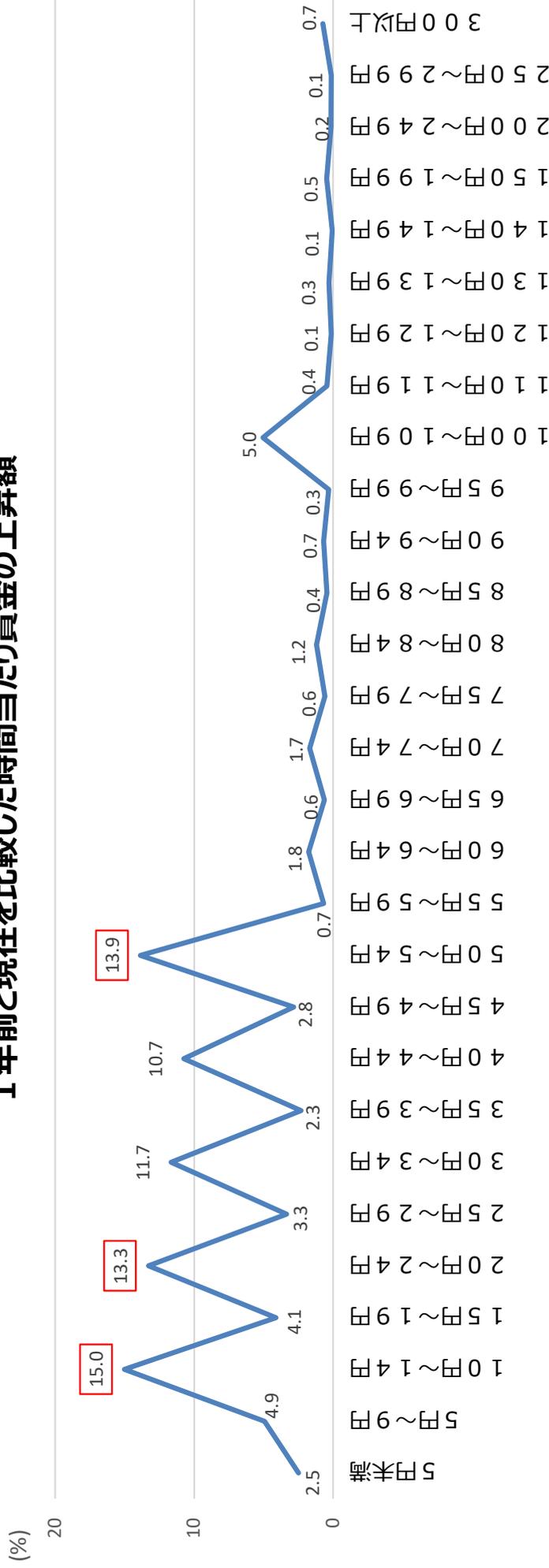
○ 最賃近傍雇用者のうち、過去1年以内に時間当たり賃金の上昇したのは53.3%であり、賃金上昇額は「10～14円」(15.0%)、「50～54円」(13.9%)、「20～24円」(13.3%)の順に多くなっている。

過去1年以内の時間当たり賃金の上昇の有無



41

1年前と現在を比較した時間当たり賃金の上昇額

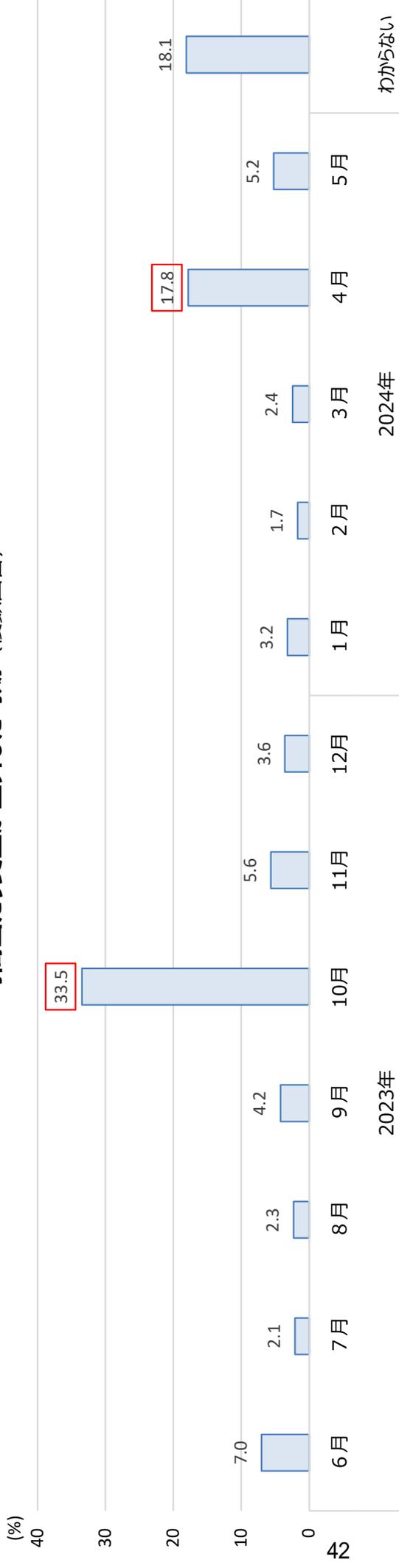


(注) 有効回答者 (2,959人) について集計。賃金上昇額は、過去1年以内に時間当たり賃金の上昇があった者 (1,573人) について集計。

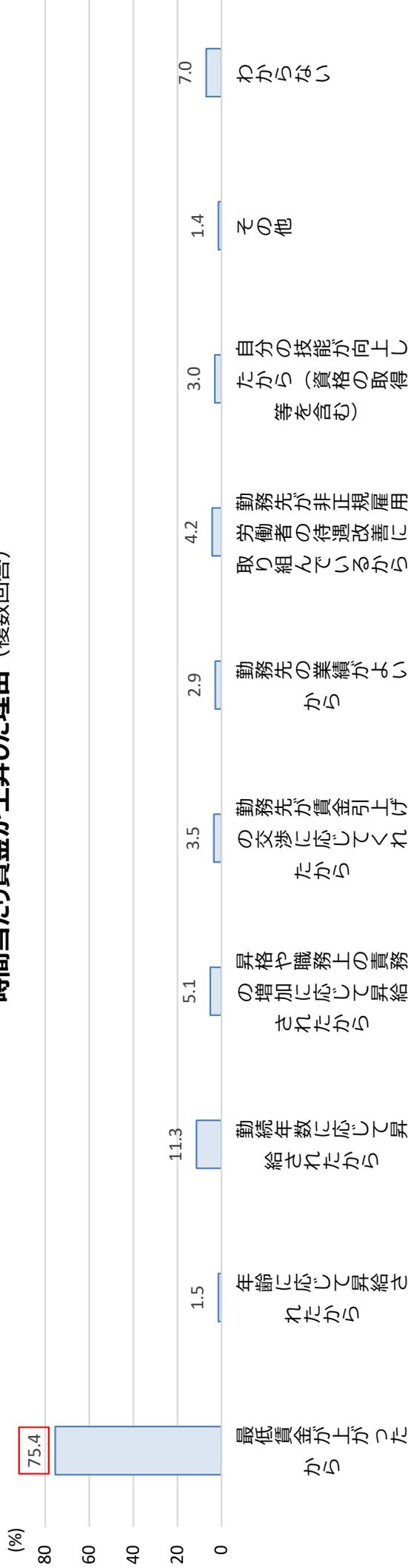
過去1年以内の時間当たり賃金が上昇した時期及び理由

○ 最賃近傍雇用者について、過去1年間で時間当たり賃金が上昇した時期は、「2023年10月」(33.5%)が最も多く、「2024年4月」(17.8%)が次いで多い。時間当たり賃金が上昇した理由は、「最低賃金が上がったから」(75.4%)が最も多く、「2024年4月」(18.1%)が最も多く、「2024年10月」(33.5%)が最も多い。時間当たり賃金が上昇した時期は、「2023年10月」(33.5%)が最も多く、「2024年4月」(17.8%)が次いで多い。時間当たり賃金が上昇した理由は、「最低賃金が上がったから」(75.4%)が最も多く、「2024年4月」(18.1%)が最も多く、「2024年10月」(33.5%)が最も多い。

時間当たり賃金が上昇した時期 (複数回答)



時間当たり賃金が上昇した理由 (複数回答)



(注) 有効回答者 (2,959人) のうち、過去1年以内に時間当たり賃金の上昇があった者 (1,573人) について集計。

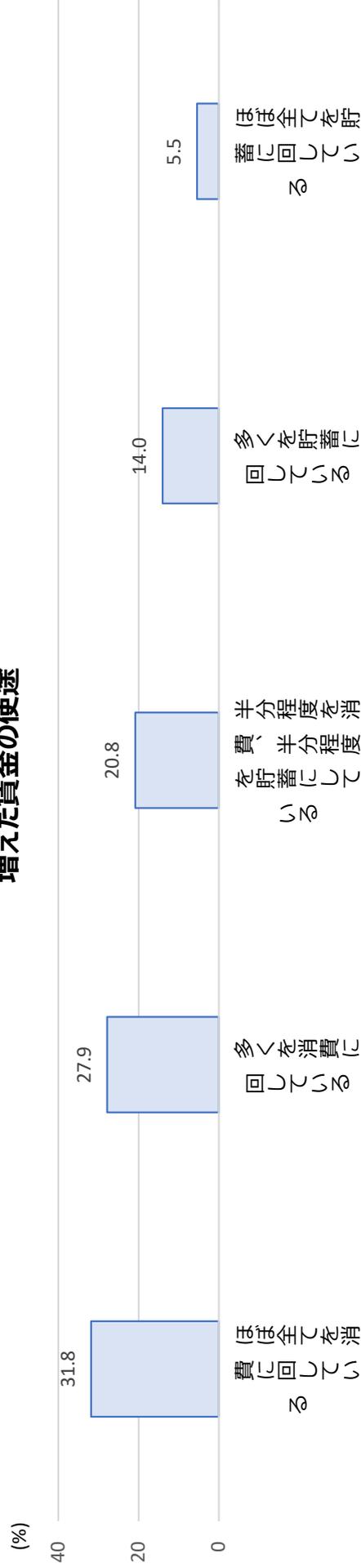
賃金上昇の理由に最低賃金を挙げた労働者の暮らし向き、賃金使用

- 時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げた労働者に対し、1年前と現在を比べた暮らし向きの変化を尋ねたところ、「変わっていない」が63.4%、「やや苦しくなった」「苦しくなった」が計29.1%、「ゆとりが増した」「ややゆとりが増した」が計7.4%となっている。
- 時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げ、かつ、1年前と現在を比べて1ヶ月の賃金が増えた労働者に、増えた賃金の使途を尋ねたところ、「ほぼ全てを消費に回している」「多くを消費に回している」が計59.7%となっている。

1年前と現在を比べた、暮らし向きの変化



増えた賃金の使途



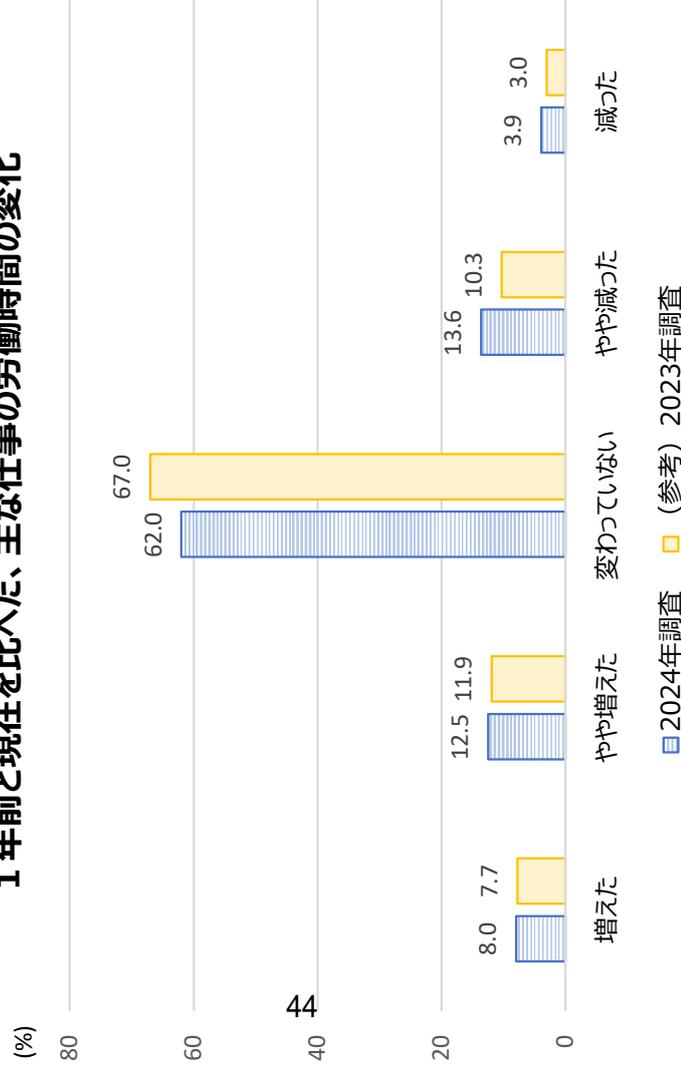
(注) 過去1年以内に時間当たり賃金の上昇があった者のうち賃金上昇の理由が「最低賃金が上がったから」と回答した者(1,187人)について集計。増えた賃金の使途については、そのうち1年前と現在を比べて1ヶ月の賃金が増えた者(666人)について集計。

※ 図表に表示された数値は四捨五入された数値であることから、複数の項目の回答割合を足し上げた数値とグラフ上の数値を足し上げた数値が一致しない場合がある。

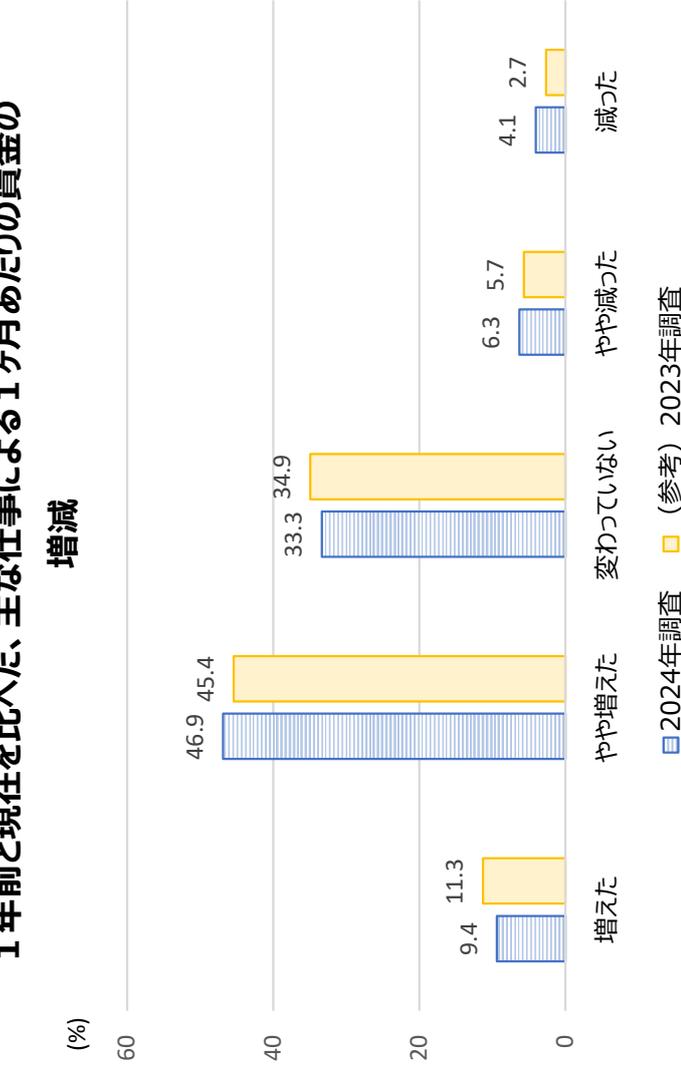
賃金上昇の理由に最低賃金を挙げた労働者の賃金及び労働時間の変化

- 時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げた労働者に対し、1年前と現在を比べた、主な仕事の労働時間の変化を聞いたところ、「変わっていない」が62.0%と最も多く、2023年調査の結果と同じ傾向であった。
- 時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げた労働者に対し、1年前と現在を比べた、主な仕事による1ヶ月あたりの賃金の増減を聞いたところ、「増えた」「やや増えた」が計56.2%、「変わっていない」が33.3%、「やや減った」「減った」が計10.4%となっており、2023年調査の結果と同じ傾向であった。

1年前と現在を比べた、主な仕事の労働時間の変化



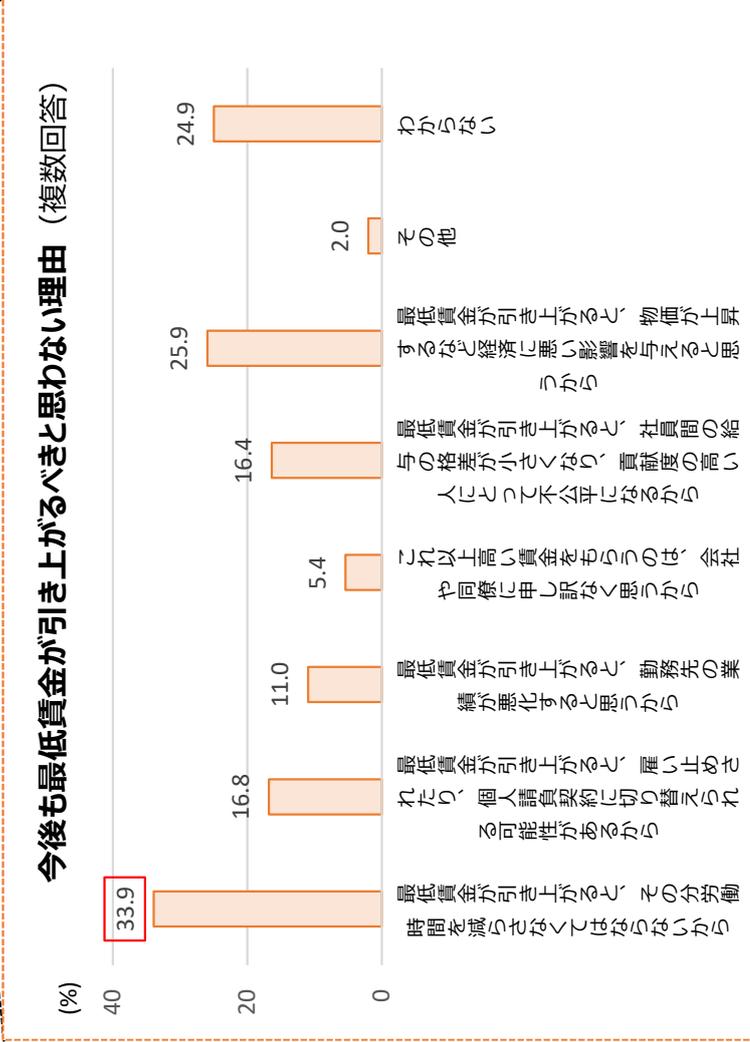
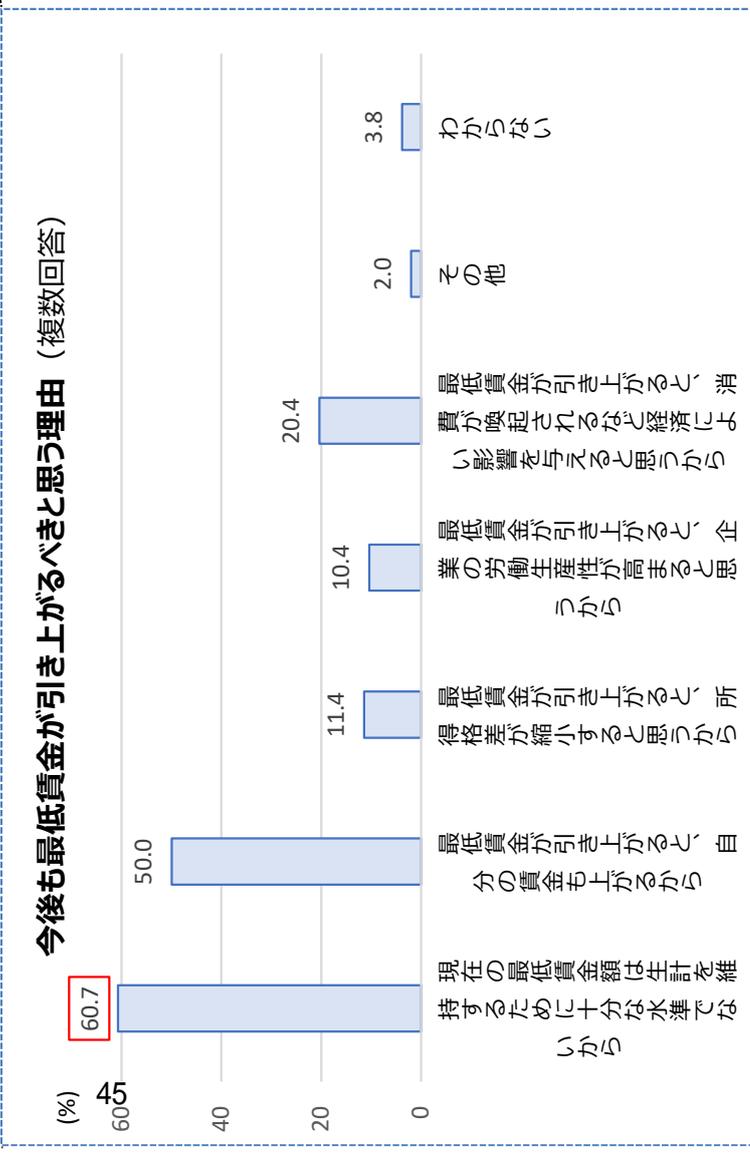
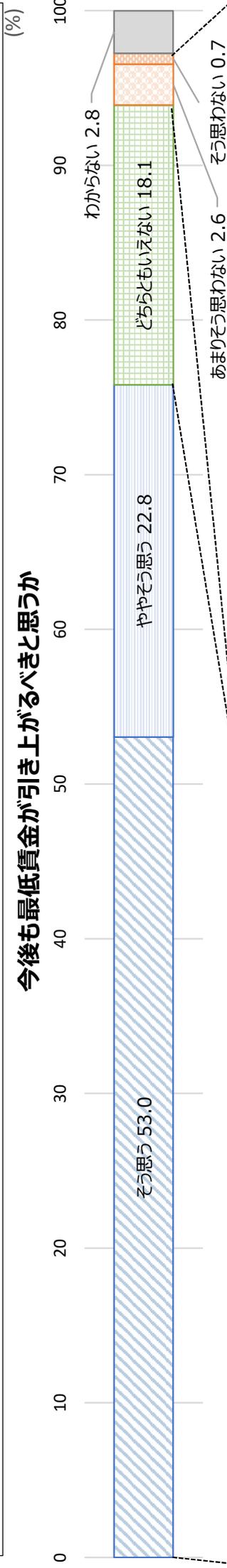
1年前と現在を比べた、主な仕事による1ヶ月あたりの賃金の増減



(注) 過去1年以内に時間当たり賃金の上昇があった者のうち賃金上昇の理由が「最低賃金が上がったから」と回答した者（2024年調査：1,187人、2023年調査：1,008人）について集計。
 ※ 図表に表示された数値は四捨五入された数値であることから、複数の項目の回答割合を足上げた数値が一致しない場合がある。

今後の最低賃金引上げに関する見解

○ 今後も最低賃金が引き上がるべきかについて尋ねたところ、「そう思う」「ややそう思う」が計75.8%、「あまりそう思わない」「そう思わない」が計3.3%となっている。今後も最低賃金が引き上がるべきと思う理由は、「現在の最低賃金額は生計を維持するために十分な水準でないから」が60.7%と最も多く、今後も最低賃金が引き上がるべきと思わない理由は、「最低賃金が引き上がると、その分労働時間を減らさなくてはならないから」が33.9%と最も多くなっている。



(注) 今後も最低賃金が引き上がるべきと思うかについては、有効回答者 (2,959人) について集計。今後も最低賃金が引き上がるべきと思う理由については、今後最低賃金が引き上がるべきと思わない理由については、今後最低賃金が引き上がるべきと思わない理由について集計。「そう思わない」と回答した者 (99人) について集計。

※ 図表に表示された数値は四捨五入された数値であることから、複数の項目の回答割合を足し上げた際に、実際の集計結果を足し上げた数値とグラフ上の数値が一致しない場合がある。

令和5（2023）年度 取引条件改善状況調査 自主行動計画フォローアップ調査 結果概要

令和6（2024）年3月
中小企業庁

1-1. 調査概要（取引条件改善状況調査）

- 令和5年度「取引条件改善状況調査」及び令和5年度「自主行動計画フォローアップ調査」について、共通する設問の回答を横断的に分析。
- 主な分析目的としては、自主行動計画策定団体に加入しているか否かで、取引条件の改善状況に差異がみられるか否かの把握である。取引条件改善状況は基本的に団体非加入企業を対象に調査しており、自主行動計画フォローアップ調査は団体加入企業を対象に調査している。

調査期間 2023年10月～12月

分析対象調査 令和5年度「取引条件改善状況調査」

令和5年度「自主行動計画フォローアップ調査」

調査内容 「未来志向型の取引慣行に向けて」重点課題等

- 知的財産・ノウハウの保護
- 働き方改革に伴うしわ寄せ防止
- 型取引の適正化
- 支払条件の改善
- 価格決定方法の適正化

集計にあたって

- 報告書本文及び図表の構成比は、各回答を選択した企業数が有効回答数に占める割合を示す。
- 各スライドにおける割合は四捨五入をしており、合計が100%とならないことがある。

1-2. 調査概要（取引条件改善状況調査）

- 中小企業・小規模事業者における事業者間取引の実態や取引条件改善状況の把握を目的に平成29年度から実施。
- 自主行動計画策定業種以外の業種も含む9万社に対して幅広く実施し、回答があった企業は26,458社(回答率29.4%)。

調査対象 90,000社(受注側80,000社、発注側10,000社)

調査期間 2023年10月～11月

調査方法 郵送調査(WEB回答可)

回答企業数 26,458社(受注側22,452社、発注側4,006社)

回答率 29.40%(受注側28.07%、発注側40.06%)

調査内容 (1)「未来志向型の取引慣行に向けて」重点課題

・重点課題の改善状況

・価格決定方法の適正化、支払条件の改善 等

(2)その他中小企業が直面している事項

・取引環境の変化への対応、取引状況、発注方法 等

集計にあたって

・報告書本文及び図表の構成比は、各回答を選択した企業数が有効回答数に占める割合を示す。

・各スライドにおける割合は四捨五入をしており、合計が100%とならないことがある。

1-3. 調査概要（自主行動計画フォローアップ調査）

- サプライチェーン全体での「取引適正化」に向けた望ましい取引慣行を浸透させること等を目的に、各産業界自らが取り組む行動をまとめた「自主行動計画」は、現在27業種64団体にて策定済（令和6年1月29日時点）。
- 取組の実施状況について、策定団体自ら、毎年フォローアップ調査を実施しており、必要に応じて自主行動計画の改定を行いつつ、更なる取組を進めることとなっている（PDCAの実施）。
- 策定団体のうち、経済産業省所管の15業種49団体が10月～12月にフォローアップ調査を実施。
- 各策定団体の調査結果について集計したところ、各策定団体所属会員企業のうち9,358社への発送に対して、回答社数2,676社。回答率29%。
（昨年度実績：調査対象社数7,940社、回答社数2,537社、回答率32%）

調査対象

「自主行動計画」策定団体加入企業9,538社

調査期間

2023年10月～12月

調査方法

郵送調査

回答企業数

2,676社

回答率

28.6%

調査内容

「未来志向型の取引慣行に向けて」重点課題等

- 価格決定方法の適正化
- コスト負担の適正化
- 支払条件の改善
- 知的財産・ノウハウの保護
- 働き方改革に伴うしわ寄せ防止

集計にあたって

報告書本文及び図表の構成比は、各回答を選択した企業数が有効回答数に占める割合を示す。
各スライドにおける割合は四捨五入をしており、合計が100%とならないことがある。

2-1-1. 取引条件改善状況調査結果概要（重点5課題改善状況経年比較）

<重点5課題改善状況>

重点5課題	設問	令和3年度 割合	令和4年度 割合	令和5年度 割合
価格決定方法の適正化	価格決定のための協議の実施状況 ※令和5年度は「販売先から申し出があり協議を行った」「自社から申し出を行い協議に応じてくれた」と答えた企業の割合 ※令和4年度は「応じてくれた」と答えた企業の割合、令和3年度は「販売先に協議を申し入れたことができたと答えた企業の割合	発注側 -	-	-
	※令和5年度は「全て反映した／された」「概ね反映した／された」と答えた企業の割合 ※令和3、4年度は「概ね反映した／された」と答えた企業の割合	受注側 63%	81%	83%
	コスト全般 ※令和5年度は「全て反映した／された」「概ね反映した／された」と答えた企業の割合 ※令和3、4年度は「概ね反映した／された」と答えた企業の割合	発注側 45%	42%	64%
	※令和5年度は「全て反映した／された」「概ね反映した／された」と答えた企業の割合 ※令和3、4年度は「概ね反映した／された」と答えた企業の割合	受注側 13%	19%	37%
	労務費 ※令和5年度は「全て反映した／された」「概ね反映した／された」と答えた企業の割合 ※令和3、4年度は「概ね反映した／された」と答えた企業の割合	発注側 43%	35%	55%
	※令和5年度は「全て反映した／された」「概ね反映した／された」と答えた企業の割合 ※令和3、4年度は「概ね反映した／された」と答えた企業の割合	受注側 12%	14%	30%
	原材料価格 ※令和5年度は「全て反映した／された」「概ね反映した／された」と答えた企業の割合 ※令和3、4年度は「概ね反映した／された」と答えた企業の割合	発注側 53%	46%	67%
	※令和5年度は「全て反映した／された」「概ね反映した／された」と答えた企業の割合 ※令和3、4年度は「概ね反映した／された」と答えた企業の割合	受注側 18%	22%	41%
	エネルギー価格 ※令和5年度は「全て反映した／された」「概ね反映した／された」と答えた企業の割合 ※令和3、4年度は「概ね反映した／された」と答えた企業の割合	発注側 43%	36%	60%
	※令和5年度は「全て反映した／された」「概ね反映した／された」と答えた企業の割合 ※令和3、4年度は「概ね反映した／された」と答えた企業の割合	受注側 10%	13%	32%
支払い条件の改善	直近1年間における不合理な原価減額要請 ※令和4、5年度は「受けたことはない」と答えないと答えた企業の割合 ※令和3年度は「要請されたことはない」と答えた企業の割合	発注側 -	-	-
	下請代金を全て現金で支払っている／受け取っている ※「全て現金払い」と答えた企業の割合	受注側 94%	90%	94%
	下請代金を支払いの手形サイトが60日以内 ※「30日以内」「60日以内」と答えた企業の割合の合計	発注側 65%	69%	69%
	手形サイトの60日以内への変更予定 ※令和4、5年度は「2024年までに60日以内に変更予定」と答えた企業の割合 ※令和3年度は「2021年度内までに短縮する予定」～「2024年度までに短縮する予定」と答えた企業の割合	受注側 42%	69%	70%
	約束手形の利用を2026年までに廃止する予定	発注側 20%	19%	23%
	※「30日以内」「60日以内」と答えた企業の割合の合計	受注側 15%	18%	18%
	※「60日以内」の割合	発注側 18%	21%	15%
	※「60日以内」の割合	受注側 -	-	-
	※「60日以内」の割合	発注側 -	23%	30%
	※「60日以内」の割合	受注側 -	-	-
知的財産・ノウハウの保護	知的財産に関する適正取引の実現のための取組実施状況 ※発注側：「全ての企業に実施した」「多くの企業に実施した」、受注側：「実施中」と答えた企業の割合	発注側 -	-	65%
	※発注側：「全ての企業に実施した」「多くの企業に実施した」と答えた企業の割合	受注側 -	53%	41%
	直近1年間の販売先が実施した働き方改革に関する対応の結果、受けた影響 ※「特に影響はない」と答えた企業の割合	発注側 89%	93%	81%
	働き方改革に伴う短納期発注や急な仕様変更に伴うコストの発注側企業の負担状況 ※発注側：「全ての仕入先について適正コストを負担した」「多くの仕入先について適正コストを負担した」、受注側：「全て販売先が負担してくれ た」「多くを販売先が負担してくれた」と答えた企業の割合	受注側 85%	83%	83%
	※発注側：「全ての仕入先について適正コストを負担した」「多くの仕入先について適正コストを負担した」と答えた企業の割合	発注側 -	-	63%
	※発注側：「全ての仕入先について適正コストを負担した」「多くの仕入先について適正コストを負担した」と答えた企業の割合	受注側 23%	32%	38%
	型管理の適正化<書面等による取引条件の明確化> ※発注側：「全ての企業に実施した」「多くの企業に実施した」、受注側：「全て実施された」「概ね実施された」と答えた企業の割合	発注側 -	-	45%
	※発注側：「全ての企業に実施した」「多くの企業に実施した」と答えた企業の割合	受注側 -	46%	42%
	型管理の適正化<型代金又は型製作費の早期の支払い> ※発注側：「全ての企業に実施した」「多くの企業に実施した」、受注側：「全て実施された」「概ね実施された」と答えた企業の割合	発注側 -	-	44%
	※発注側：「全ての企業に実施した」「多くの企業に実施した」と答えた企業の割合	受注側 -	47%	44%
型取引の適正化	型管理の適正化<型の保管費用の発注側負担> ※発注側：「全ての企業に実施した」「多くの企業に実施した」、受注側：「全て実施された」「概ね実施された」と答えた企業の割合	発注側 -	-	30%
	※発注側：「全ての企業に実施した」「多くの企業に実施した」と答えた企業の割合	受注側 -	31%	30%
	型管理の適正化<不要な型の廃棄費用の発注側負担> ※発注側：「全ての企業に実施した」「多くの企業に実施した」、受注側：「全て実施された」「概ね実施された」と答えた企業の割合	発注側 -	-	34%
	※発注側：「全ての企業に実施した」「多くの企業に実施した」と答えた企業の割合	受注側 -	31%	31%

※サンプル数（N）については次ページ以降に掲載

2-2. 取引条件改善状況調査結果概要 (重点5課題 改善状況まとめ)

価格決定方法の適正化

- 価格決定のための協議
「協議を行った」は、8割強となり+2ptと横ばいとなった。
- 変動コストの価格反映状況
発注側はコスト全般が+22ptとなり、全ての構成要素も+20pt以上と大幅に改善した。
受注側はコスト全般が+18ptとなり、全ての構成要素も+16pt以上と大幅に改善した。
- 直近1年間における不合理な原価低減要請
「受けたことはない」は、9割半ばとなり+4ptとわずかに改善した。

● 価格決定のための協議 (「協議を行った」割合)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受注側	N=15,767	N=19,551	N=15,702
	63%	81%	83%

● 直近1年間における不合理な原価低減要請 (「受けたことはない」割合)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受注側	N=22,950	N=20,132	N=21,200
	94%	90%	94%

● 変動コストの価格反映状況 (「全て反映した/された」「概ね反映した/された」割合)

	コスト全般			労務費		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
発注側	N=1,371	N=3,411	N=5,604	N=1,200	N=3,399	N=5,389
	45%	42%	64%	43%	35%	55%
受注側	N=18,372	N=19,779	N=20,006	N=16,973	N=19,717	N=18,775
	13%	19%	37%	12%	14%	30%

	原材料価格			工率ルギー価格		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
発注側	N=1,496	N=3,389	N=5,477	N=1,210	N=3,389	N=5,416
	53%	46%	67%	43%	36%	60%
受注側	N=18,278	N=19,583	N=18,981	N=16,240	N=19,590	N=18,531
	18%	22%	41%	10%	13%	32%

支払い条件の改善

- 下請代金の支払い条件
「全て現金払い」については、発注側は7割強となり前年度同様、受注側は7割となり+1ptと横ばいとなった。
- 手形支払いのサイト
『60日以内 (「30日以内」と「60日以内」の合計)』は、発注側は2割半ばとなり+6ptと改善、受注側は2割弱となり前年度同様となった。
- 手形支払いサイトの変更予定
「2024年までに60日以内に変更予定」は、1割半ばとなり-6ptと悪化した。

● 下請代金の支払い条件

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
発注側	N=2,335	N=3,445	N=5,667
全て現金払い	65%	69%	69%
10%未満	6%	5%	6%
10~30%未満	8%	6%	6%
30~50%未満	8%	6%	5%
50%以上	12%	9%	8%
全て手形等の支払い	1%	5%	6%

● 手形支払いのサイト

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
発注側	N=772	N=1,048	N=1,621
30日(1ヶ月)以内	2%	3%	4%
60日(2ヶ月)以内	18%	15%	20%
90日(3ヶ月)以内	23%	31%	30%
120日(4ヶ月)以内	52%	42%	38%
120日(4ヶ月)超	5%	9%	8%

● 手形支払いサイトの変更予定

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
発注側	N=610	N=875	N=1,196
2024年までに60日以内に変更予定	18%	21%	15%
時期は未定だが、60日以内に変更予定	58%	36%	44%
60日以内に変更する予定はない	25%	43%	41%

● 受注側

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
全て現金払い	42%	69%	70%
10%未満	17%	8%	8%
10~30%未満	19%	7%	6%
30~50%未満	10%	5%	5%
50%以上	10%	6%	6%
全て手形等の支払い	3%	6%	6%

● 受注側

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
30日(1ヶ月)以内	2%	4%	4%
60日(2ヶ月)以内	14%	14%	14%
90日(3ヶ月)以内	29%	36%	35%
120日(4ヶ月)以内	49%	36%	37%
120日(4ヶ月)超	7%	10%	10%

● 約束手形の廃止予定

	令和4年度	令和5年度
発注側	N=934	N=1,332
2026年までに利用を廃止する予定	23%	30%
時期は未定だが、利用を廃止する予定	32%	29%
利用の廃止に向けて検討中	23%	29%
約束手形の利用の廃止予定はない	22%	12%

2-2. 取引条件改善状況調査結果概要（重点5課題改善状況まとめ）

知的財産・ノウハウの保護

- 知的財産に関する適正取引実現のための取組状況
発注側では、『多くの企業に実施した（「全ての企業に実施した」と「多くの企業に実施した」の合計）』は、6割半ばとなった。
受注側では、『実施中』は、4割強となり-1.2ptと大幅に悪化した。

- 知的財産に関する適正取引実現のための取組状況

発注側	令和5年度
	N=2,385
全ての企業に実施した(100%)	54%
多くの企業に実施した(99~81%)	11%
一部の企業に実施した(80~41%)	10%
あまり実施しなかった(40~1%)	8%
全く実施しなかった(0%)	17%

受注側	令和4年度	令和5年度
	N=8,211	N=10,995
実施中	53%	41%
実施予定	7%	6%
未実施	40%	53%

働き方改革のしわ寄せ防止

- 直近1年間の販売先が実施した働き方改革に関する対応の結果、受けた影響
「特に影響はない」は、発注側では8割強となり-1.2ptと大幅に悪化、受注側では8割強となり前年度同様となった。
- 働き方改革の影響による発注側のコスト負担の状況
『多くを販売先が負担してくれた（「全てを販売先が負担してくれた」と「多くを販売先が負担してくれた」の合計）』は、4割強となり+6ptと改善した。

- 直近1年間の販売先が実施した働き方改革に関する対応の結果、受けた影響

発注側	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	N=2,364	N=1,776	N=5,850
特に影響はない	89%	93%	81%
急な仕様変更への対応の増加	5%	3%	2%
短納期での発注の増加	4%	3%	2%
検収の遅れ	2%	1%	1%
支払決済処理のズレによる入金の遅れ	1%	0%	0%
従業員派遣を要請	1%	1%	1%
発注業務の拡大・営業時間の延長	3%	1%	1%
祝休日出勤の増加	-	2%	1%
その他	1%	1%	1%
分からない	-	-	14%

受注側	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	N=22,058	N=19,943	N=22,353
特に影響はない	85%	83%	83%
急な仕様変更への対応の増加	7%	5%	6%
短納期での発注の増加	6%	7%	8%
検収の遅れ	2%	3%	2%
支払決済処理のズレによる入金の遅れ	1%	1%	1%
従業員派遣を要請	1%	1%	1%
発注業務の拡大・営業時間の延長	3%	2%	2%
祝休日出勤の増加	-	4%	4%
その他	3%	2%	2%

※発注側は、令和5年度に「分からない」の選択肢を追加。

- 働き方改革の影響による発注側のコスト負担の状況

受注側	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	N=2,801	N=5,602	N=13,425
全て販売先が負担してくれた(100%)			25%
多くを販売先が負担してくれた(99~81%)		32%	13%
一部を販売先が負担してくれた(80~41%)	23%	16%	14%
販売先はあまり負担しなかった(40~1%)		18%	12%
販売先は負担しなかった(0%)	77%	33%	36%

2-2. 取引条件改善状況調査結果概要（重点5課題 改善状況まとめ）

型管理の課題の改善状況

● 書面等による取引条件の明確化

発注側における『多くの企業に実施した（「全ての企業に実施した」と「多くの企業に実施した」の合計）』は、4割半ばとなった。
受注側における『概ね実施された（「全て実施された」と「概ね実施された」の合計）』は、4割強となり4ptとわずかに悪化した。

● 型代金又は型製作費の早期の支払い

発注側における『多くの企業に実施した（「全ての企業に実施した」と「多くの企業に実施した」の合計）』は、4割半ばとなった。
受注側における『概ね実施された（「全て実施された」と「概ね実施された」の合計）』は、4割半ばとなり3ptとわずかに悪化した。

● 型の保管費用の発注側負担

発注側における『多くの企業に実施した（「全ての企業に実施した」と「多くの企業に実施した」の合計）』は、3割強となった。
受注側における『概ね実施された（「全て実施された」と「概ね実施された」の合計）』は、3割強となり前年度同様となった。

● 不要な型の廃棄費用の発注側負担

発注側における『多くの企業に実施した（「全ての企業に実施した」と「多くの企業に実施した」の合計）』は、3割強となった。
受注側における『概ね実施された（「全て実施された」と「概ね実施された」の合計）』は、3割強となり前年度同様となった。

● 書面等による取引条件の明確化

発注側	令和5年度 N=3,582
全ての企業に実施した(100%)	33%
多くの企業に実施した(99~81%)	12%
一部の企業に実施した(80~41%)	10%
あまり実施しなかった(40~1%)	8%
実施しなかった(0%)	37%

● 型代金又は型製作費の早期の支払い

発注側	令和5年度 N=3,199
全ての企業に実施した(100%)	36%
多くの企業に実施した(99~81%)	8%
一部の企業に実施した(80~41%)	7%
あまり実施しなかった(40~1%)	6%
実施しなかった(0%)	44%

● 型の保管費用の発注側負担

発注側	令和5年度 N=3,099
全ての企業に実施した(100%)	23%
多くの企業に実施した(99~81%)	8%
一部の企業に実施した(80~41%)	8%
あまり実施しなかった(40~1%)	8%
実施しなかった(0%)	54%

● 不要な型の廃棄費用の発注側負担

発注側	令和5年度 N=3,070
全ての企業に実施した(100%)	26%
多くの企業に実施した(99~81%)	7%
一部の企業に実施した(80~41%)	6%
あまり実施しなかった(40~1%)	7%
実施しなかった(0%)	54%

受注側	令和4年度 N=5,612	令和5年度 N=10,210
全て実施された(100%)		23%
概ね実施された(99~81%)	46%	19%
一部実施された(80~41%)	25%	15%
あまり実施されなかった(40~1%)	18%	13%
実施されなかった(0%)	12%	31%

受注側	令和4年度 N=3,557	令和5年度 N=9,012
全て実施された(100%)		26%
概ね実施された(99~81%)	47%	18%
一部実施された(80~41%)	23%	11%
あまり実施されなかった(40~1%)	17%	11%
実施されなかった(0%)	13%	35%

受注側	令和4年度 N=3,042	令和5年度 N=8,588
全て実施された(100%)		18%
概ね実施された(99~81%)	31%	13%
一部実施された(80~41%)	19%	9%
あまり実施されなかった(40~1%)	22%	12%
実施されなかった(0%)	29%	48%

受注側	令和4年度 N=2,880	令和5年度 N=8,511
全て実施された(100%)		18%
概ね実施された(99~81%)	31%	13%
一部実施された(80~41%)	20%	9%
あまり実施されなかった(40~1%)	22%	11%
実施されなかった(0%)	28%	49%

3-1. 経年比較「価格決定方法の適正化（単価の決定・改定に関する協議状況）」

- 価格決定のための協議の実施状況（受注側）について、前年度と比べて横ばいである。

◆価格決定のための協議の実施状況
（「販売先から申し出があり協議を行った」「自社から申し出を行い協議に応じてくれた」の割合を集計）



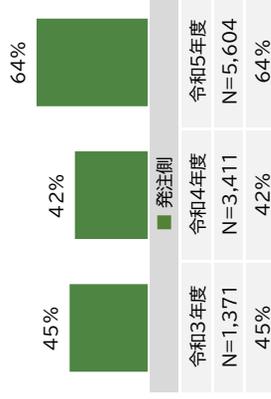
※令和4年度は「応じてくれた」と答えた企業の割合、令和3年度は「販売先に協議を申し入れ、協議を行うことができた」と答えた企業の割合

3-1. 経年比較「価格決定方法の適正化（変動コストの反映状況）」

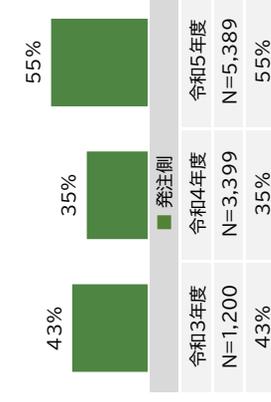
- **コスト全般の反映状況**は、前年度と比べて発注側・受注側ともに大幅に改善している。
- **労務費の反映状況**は、前年度と比べて発注側・受注側ともに大幅に改善している。
- **原材料価格の反映状況**は、前年度と比べて発注側・受注側ともに大幅に改善している。
- **エネルギー価格の反映状況**は、前年度と比べて発注側・受注側ともに大幅に改善している。

◆ 単価の決定・改定における変動コストの反映状況
 (項目別、「全て反映した／された」「概ね反映した／された」の割合を集計)

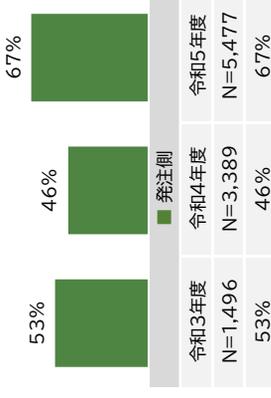
-コスト全般



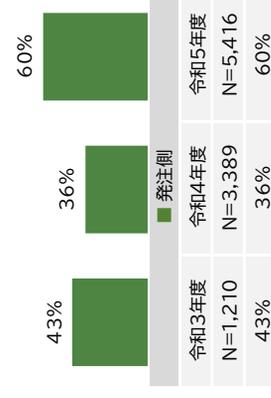
-労務費



-原材料価格



-エネルギー価格

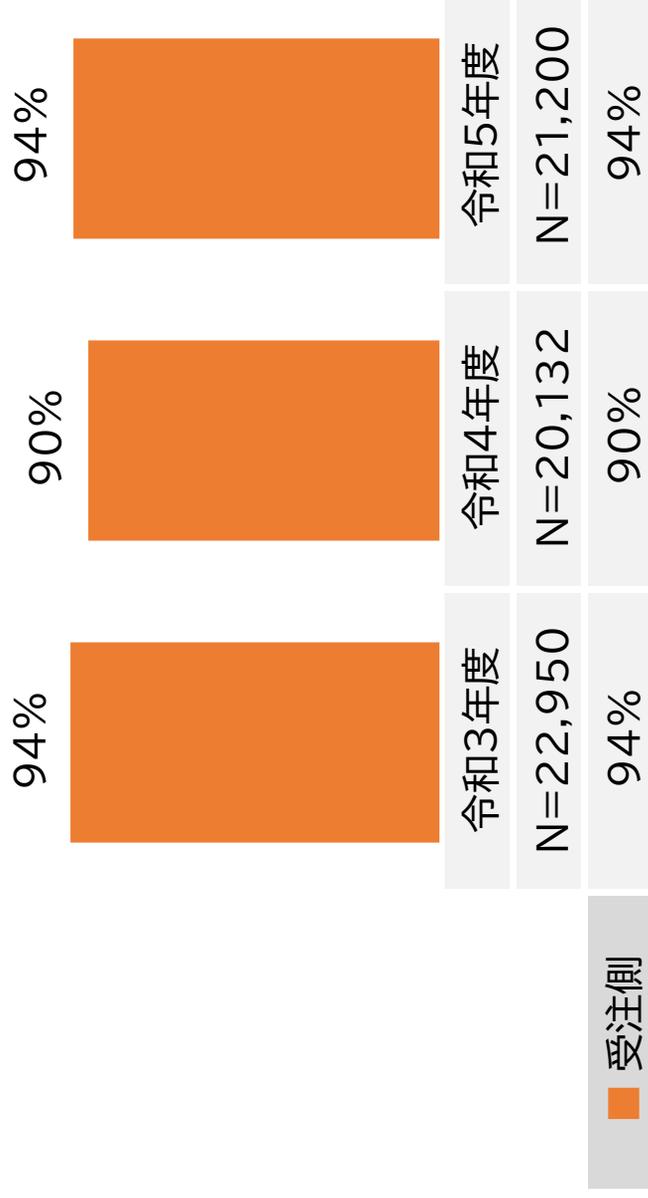


※令和5年度は「全て反映した／された」「概ね反映した／された」と答えた企業の割合
 ※令和3、4年度は「概ね反映した／された」と答えた企業の割合

3-1. 経年比較「価格決定方法の適正化（不合理な原価低減要請）」

- 直近1年間における不合理な原価低減要請の状況（受注側）（は、前年度と比べてわずかに改善した。

◆直近1年間における不合理な原価低減要請の状況（「受けたことはない」の割合を集計）



※令和4、5年度は「受けたことはない」と答えた企業の割合

※令和3年度は「要請されたことはあるが、現在は改善された」「要請されたことはない」と答えた企業の割合